



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則  
 の一部を改正する規則 (第43号) ..... 1926

告 示

- ◇道路区域の変更 (第292号) ..... 1926
- ◇自転車等の撤去と保管 (第293号) ..... 1926
- ◇かわさき南部斎苑における使用料及  
 び手数料の収納事務の委託 (第294  
 号) ..... 1927
- ◇かわさき北部斎苑における使用料及  
 び手数料の収納事務の委託 (第295  
 号) ..... 1927
- ◇道路区域の変更 (第296号) ..... 1927
- ◇道路区域の変更 (第297号) ..... 1927
- ◇道路の供用開始 (第298号) ..... 1928
- ◇自転車等の撤去と保管 (第299号) ..... 1928
- ◇道路区域の変更 (第300号) ..... 1928
- ◇道路の供用開始 (第301号) ..... 1929
- ◇生活保護法等による指定医療機関の  
 指定 (第302号) ..... 1929
- ◇生活保護法等による指定施術機関の  
 指定 (第303号) ..... 1929
- ◇生活保護法等による指定医療機関の  
 廃止 (第304号) ..... 1929
- ◇生活保護法等による指定医療機関の  
 辞退による廃止 (第305号) ..... 1929
- ◇生活保護法等による指定施術機関の  
 廃止 (第306号) ..... 1929
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時  
 要届出区域の指定の一部解除 (第307  
 号) ..... 1929
- ◇道路区域の変更 (第308号) ..... 1931
- ◇平成29年第2回川崎市議会定例会の  
 招集 (第309号) ..... 1931
- ◇介護保険法によるサービス事業者等  
 の指定等 (第310号) ..... 1931

- ◇介護保険法によるサービス事業所等  
 の廃止等 (第311号) ..... 1932
  - ◇告示の訂正 (第312号) ..... 1933
  - ◇道路区域の変更 (第313号) ..... 1933
  - ◇道路の供用開始 (第314号) ..... 1933
  - ◇道路の供用開始 (第315号) ..... 1933
  - ◇道路区域の変更 (第316号) ..... 1934
  - ◇道路の供用開始 (第317号) ..... 1934
  - ◇自転車等の撤去と保管 (第318号) ..... 1934
  - ◇予防接種の業務を行う医師の変更の  
 承諾 (第319号) ..... 1935
  - ◇川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃  
 貸住宅並びに駐車場の使用料の収納  
 事務の委託 (第320号) ..... 1935
  - ◇個人情報保護条例の規定による個人  
 情報ファイルの届出 (第321号) ..... 1935
  - ◇個人情報保護条例の規定による目的  
 外利用等の届出 (第322号) ..... 1935
- 公 告
- ◇道路位置の指定 (第274号) ..... 1935
  - ◇公募型プロポーザルの実施 (第275  
 号) ..... 1935
  - ◇開発行為に関する工事の完了 (第276  
 号) ..... 1938
  - ◇一般競争入札の執行 (第277号) ..... 1938
  - ◇開発行為に関する工事の完了 (第278  
 号) ..... 1944
  - ◇農用地利用集積計画の制定 (第279  
 号) ..... 1944
  - ◇開発行為に関する工事の完了 (第280  
 号) ..... 1945
  - ◇開発行為に関する工事の完了 (第281  
 号) ..... 1946
  - ◇開発行為に関する工事の完了 (第282  
 号) ..... 1946
  - ◇一般競争入札の執行 (第283号) ..... 1946
  - ◇道路位置の指定 (第284号) ..... 1948
  - ◇道路位置の指定 (第285号) ..... 1948
  - ◇条例環境影響評価準備書の公告 (第  
 286号) ..... 1948

◇一般競争入札の執行 (第287号).....	1949	◇落札者等の公示 (第240号).....	1982
◇公募型プロポーザルの実施 (第288号) .....	1952	◇落札者等の公示 (第241号).....	1983
◇公募型プロポーザルの実施 (第289号) .....	1953	◇落札者等の公示 (第242号).....	1983
◇一般競争入札の執行 (第290号).....	1954	◇一般競争入札の執行 (第243号).....	1983
◇一般競争入札の執行 (第291号).....	1956	◇落札者等の公示 (第244号).....	1985
◇一般競争入札の執行 (第292号).....	1957	◇落札者等の公示 (第245号).....	1985
◇一般競争入札の執行 (第293号).....	1959	◇一般競争入札の公告 (第246号).....	1986
◇一般競争入札の執行 (第294号).....	1960	◇一般競争入札の公告 (第247号).....	1988
◇一般競争入札の執行 (第295号).....	1962	◇一般競争入札の公告 (第248号).....	1991
◇公募型プロポーザルの実施 (第296号) .....	1964	◇一般競争入札の執行 (第249号).....	1992
◇一般競争入札の執行 (第297号).....	1965	◇一般競争入札の執行 (第250号).....	1994
◇一般競争入札の執行 (第298号).....	1967	◇落札者等の公示 (第251号).....	1995
◇一般競争入札の執行 (第300号).....	1968	◇落札者等の公示 (第252号).....	1995
◇建築基準法に基づく意見聴取会の開催 (第301号).....	1969	◇落札者等の公示 (第253号).....	1996
◇平成29年度地籍調査事業の実施 (第302号).....	1970	<b>税公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第303号).....	1970	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第86号) .....	1996
◇公募型プロポーザルの実施 (第304号) .....	1970	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第87号) .....	1996
◇開発行為に関する工事の完了 (第305号) .....	1971	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第88号) .....	1996
◇大規模小売店舗土地法に基づく変更の届出 (第306号).....	1971	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第89号) .....	1996
◇大規模小売店舗土地法に基づく変更の届出 (第307号).....	1972	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第90号) .....	1997
◇開発行為に関する工事の完了 (第308号) .....	1973	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第91号) .....	1997
◇一般競争入札の執行 (第309号).....	1973	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第92号) .....	1997
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第310号).....	1977	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第93号) .....	1997
◇特定非営利活動法人の設立認証申請 (第311号).....	1977	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第94号) .....	1997
◇特定非営利活動法人の設立認証申請 (第312号).....	1978	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第95号) .....	1997
◇川崎都市計画道路の変更の案の縦覧 (第313号).....	1978	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第96号) .....	1997
◇川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分 (第314号).....	1978	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第97号) .....	1997
<b>公告 (調達)</b>		◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第98号) .....	1997
◇一般競争入札の執行 (第235号).....	1979	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第99号) .....	1998
◇一般競争入札の執行 (第236号).....	1980	◇督促状の公示送達 (第100号).....	1998
◇落札者等の公示 (第237号).....	1982	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第101号).....	1998
◇落札者等の公示 (第238号).....	1982	<b>上下水道局告示</b>	
◇落札者等の公示 (第239号).....	1982	◇川崎市排水設備指定工事店の指定	

(第20号) ……………	1998	づく措置について(第5号) ……………	2030
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		<b>農業委員会告示</b>	
事業者の指定(第21号) ……………	1999	◇川崎市農業委員会総会の招集(第6	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		号) ……………	2032
事業者の指定事項の変更(第22号) ……………	1999	<b>区告示</b>	
<b>上下水道局公告</b>		◇自動車臨時運行許可番号標の無効	
◇一般競争入札の執行(第38号) ……………	2000	(川崎区第3号) ……………	2032
◇一般競争入札の執行(第39号) ……………	2001	<b>区公告</b>	
◇一般競争入札の執行(第40号) ……………	2003	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行(第41号) ……………	2003	送達(川崎区第55号) ……………	2033
◇公募型プロポーザルの実施(第42号) ……………	2006	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行(第43号) ……………	2010	送達(川崎区第56号) ……………	2033
◇一般競争入札の執行(第44号) ……………	2010	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
<b>交通局公告</b>		送達(川崎区第57号) ……………	2033
◇一般競争入札の執行(第50号) ……………	2011	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇一般競争入札の執行(第51号) ……………	2012	(川崎区第58号) ……………	2033
◇一般競争入札の執行(第52号) ……………	2013	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄	
◇一般競争入札の執行(第53号) ……………	2016	本)及び差押解除通知書の公示送達	
◇一般競争入札の執行(第54号) ……………	2019	(川崎区第59号) ……………	2033
<b>病院局規程</b>		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、		(幸区第25号) ……………	2034
休日、休暇等に関する規程の一部を		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
改正する規程(第8号) ……………	2022	送達(幸区第26号) ……………	2034
<b>病院局公告</b>		◇公告の訂正(幸区第27号) ……………	2034
◇選定による貸付けの実施(第16号) ……………	2024	◇公告の訂正(幸区第28号) ……………	2036
◇一般競争入札の執行(第17号) ……………	2027	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇公告の訂正(第18号) ……………	2028	送達(高津区第23号) ……………	2036
<b>消防局公告</b>		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇サイレンの吹鳴(第8号) ……………	2028	(高津区第24号) ……………	2036
<b>川崎市市民オンブズマン告示</b>		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇川崎市市民オンブズマンの運営状況		(宮前区第26号) ……………	2037
の公表(第1号) ……………	2028	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
<b>川崎市人権オンブズパーソン告示</b>		送達(宮前区第27号) ……………	2037
◇川崎市人権オンブズパーソンの運営		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄	
状況の公表(第1号) ……………	2029	本)の公示送達(多摩区第29号) ……………	2037
<b>教育委員会規則</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇川崎市市民館使用規則の一部を改正		送達(多摩区第30号) ……………	2037
する規則(第11号) ……………	2029	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
<b>教育委員会告示</b>		(多摩区第31号) ……………	2038
◇教育委員会定例会の招集(第17号) ……………	2029	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇教育委員会定例会の議事の追加(第		送達(麻生区第29号) ……………	2038
18号) ……………	2029	◇国民健康保険料に係る配当計算書	
<b>教育委員会公告</b>		(謄本)の公示送達(麻生区第30号) ……………	2038
◇平成30年度川崎市立川崎高等学校附		<b>区選挙管理委員会告示</b>	
属中学校の入学者の募集及び決定に		◇平成28年度における川崎市川崎区の	
関する要綱(第2号) ……………	2029	選挙人名簿の抄本の閲覧状況(川崎	
<b>監査公表</b>		区第3号) ……………	2038
◇定期(工事)監査の結果の報告に基		◇平成28年度における川崎市川崎区の	

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況  
 (川崎区第4号) ..... 2039

◇平成28年度における川崎市幸区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況(幸区第3号) ..... 2039

◇平成28年度における川崎市幸区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況(幸区第4号) ..... 2040

◇平成28年度における川崎市中原区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況(中原区第3号) ..... 2040

◇平成28年度における川崎市中原区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況(中原区第4号) ..... 2042

◇平成28年度における川崎市高津区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況(高津区第4号) ..... 2042

◇平成28年度における川崎市高津区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況(高津区第5号) ..... 2043

◇平成28年度における川崎市宮前区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況(宮前区第3号) ..... 2043

◇平成28年度における川崎市宮前区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況(宮前区第4号) ..... 2043

◇平成28年度における川崎市多摩区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況(多摩区第3号) ..... 2043

◇平成28年度における川崎市多摩区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況(多摩区第4号) ..... 2044

◇川崎市麻生区選挙管理委員会委員に補欠した者の住所及び氏名(麻生区第4号) ..... 2044

◇平成28年度における川崎市麻生区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況(麻生区第5号) ..... 2045

◇平成28年度における川崎市麻生区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況(麻生区第6号) ..... 2046

**規 則**

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第43号**

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則(平成27年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,724人」を「1,748人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**川崎市告示第292号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月16日から平成29年5月30日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	有馬第148号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2392番1先 川崎市宮前区東有馬2丁目2392番1先	7.85 ～ 8.31	1.12	
新	有馬第148号線	川崎市宮前区東有馬2丁目2392番1先 川崎市宮前区東有馬2丁目2392番1先	7.88 ～ 7.91	1.12	

**川崎市告示第293号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり

- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
- (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用
- |         |         |
|---------|---------|
| 自転車     | 2,500円  |
| 原動機付自転車 | 5,000円  |
| 自動二輪車   | 10,000円 |
- (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

**川崎市告示第294号**

かわさき南部斎苑における歳入の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、かわさき南部斎苑における使用料及び手数料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成29年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の住所及び名称  
所在地 川崎市川崎区堤根34番地15  
名称 公益財団法人川崎市シルバー人材センター  
理事長 栗山 敏子
- 2 委託事務  
川崎市葬祭条例(昭和27年条例第33号)第6条第1項に規定する使用料及び川崎市手数料条例(昭和25年条例第6号)第2条第37号に規定する手数料の収納に関する事務
- 3 委託期間  
かわさき南部斎苑 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

**川崎市告示第295号**

かわさき北部斎苑における歳入の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、かわさき北部斎苑における使用料及び手数料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成29年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 受託者の住所及び名称  
所在地 川崎市川崎区堤根34番地15  
名称 公益財団法人川崎市シルバー人材センター  
理事長 栗山 敏子
- 2 委託事務  
川崎市葬祭条例(昭和27年条例第33号)第6条第1項に規定する使用料及び川崎市手数料条例(昭和25年条例第6号)第2条第37号に規定する手数料の収納に関する事務
- 3 委託期間  
かわさき北部斎苑 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

**川崎市告示第296号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月23日から平成29年6月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生第248号線	川崎市宮前区菅生2丁目1544番11先 川崎市宮前区菅生2丁目1544番11先	9.00	16.86	
新	菅生第248号線	川崎市宮前区菅生2丁目1544番36先 川崎市宮前区菅生2丁目1544番36先	6.77 ～ 6.81	16.86	

**川崎市告示第297号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月23日から平成29年6月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	王 禅 寺 第315号線	川崎市麻生区王禅寺東 5丁目213番1先	0.91	42.32	
		川崎市麻生区王禅寺東 5丁目210番4先	2.50		
新	王 禅 寺 第315号線	川崎市麻生区王禅寺東 5丁目213番3先	6.00	42.32	
		川崎市麻生区王禅寺東 5丁目210番2先	7.96		

川崎市告示第298号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月23日から平成29年6月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
王 禅 寺 第315号線	川崎市麻生区王禅寺東5丁目213番3先	
	川崎市麻生区王禅寺東5丁目210番2先	

川崎市告示第299号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田 紀 彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第300号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月23日から平成29年6月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 馬 場 第78号線	川崎市多摩区菅馬場4 丁目5061番3先	2.73	33.16	
		川崎市多摩区菅馬場4 丁目5061番3先			
新	菅 馬 場 第78号線	川崎市多摩区菅馬場4 丁目5061番9先	3.36	33.16	
		川崎市多摩区菅馬場4 丁目5061番7先			

**川崎市告示第301号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月23日から平成29年6月6日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅馬場 第78号線	川崎市多摩区菅馬場4丁目5061番9先	
	川崎市多摩区菅馬場4丁目5061番7先	

**川崎市告示第302号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第303号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第304号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によ

るとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第305号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第306号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第307号**

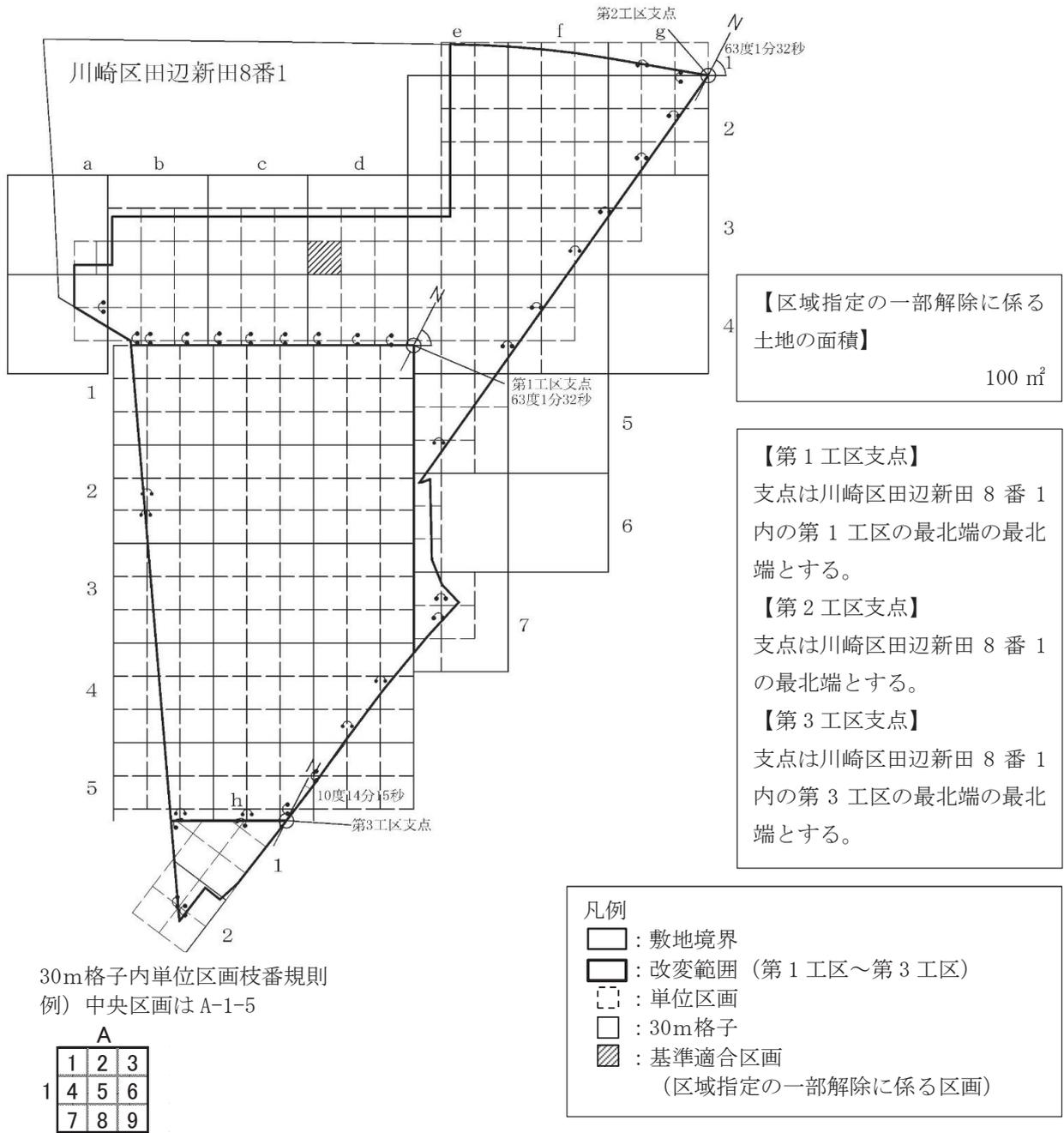
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定を解除する区域  
平成28年川崎市告示第632号により指定した区域（川崎区田辺新田8番1の一部）の一部  
(別図のとおり)
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物



【格子の回転角度 (第1、2工区 : 63度1分32秒、第3工区 : 10度14分15秒)】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

別図 指定を解除する区域

**川崎市告示第308号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月26日から平成29年6月9日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	幸2号線	川崎市幸区塚越2丁目159番30先 ----- 川崎市幸区塚越2丁目159番30先	10.00	41.11	
新	幸2号線	川崎市幸区塚越2丁目159番11先 ----- 川崎市幸区塚越2丁目159番11先	10.00 ～ 13.18	41.11	

**川崎市告示第309号**

平成29年第2回川崎市議会定例会を次のとおり招集し

ます。

平成29年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 日 時 平成29年6月5日(月曜日) 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

**川崎市告示第310号**

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成29年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

平成29年5月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 J I C C	1475502157	ジャパンケア宮前菅生居宅介護支援	川崎市宮前区菅生5丁目23-23	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475003701	ジャパンケア川崎観音居宅介護支援	神奈川県川崎市川崎区観音1丁目2番5号	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475302848	ジャパンケア多摩川居宅介護支援	川崎市高津区宇奈根635-1	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475202709	ジャパンケア元住吉西居宅介護支援	川崎市中原区井田2丁目34-22	居宅介護支援
株式会社 J I C C	1475302830	ジャパンケア梶が谷居宅介護支援	川崎市高津区新作1丁目22-21	居宅介護支援
株式会社きよらケア	1475003693	きよらケア	川崎市川崎区渡田1丁目1-6 ドルチェ川崎302号	居宅介護支援
株式会社 エヌアールイーサービス	1475102172	ケアプランセンターきびたき	川崎市幸区下平間144番地46 綱建物201号	居宅介護支援
株式会社 ライトハウスケア	1475302665	ライトハウスケア高津	川崎市高津区新作6-14-14 ハイツオオタ202	居宅介護支援
株式会社結う縁	1475602056	結う縁～ヘルパーステーション～	川崎市麻生区上麻生6-29-15	訪問介護
株式会社結う縁	1475602064	結う縁～上麻生～	神奈川県川崎市麻生区上麻生6-29-15	通所介護
桜栄企画株式会社	1475502132	ケアセンター空桜音初山	神奈川県川崎市宮前区初山2丁目25-9-5	訪問介護 介護予防訪問介護

医療法人誠医会	1495000612	療養通所介護まこと	川崎市川崎区大師駅前一丁目 2番9号	地域密着型通所介護 (療養通所介護)
株式会社 日本アメニティライフ 協会	1495600395	ゆりがおか療養デイ サービスセンター	川崎市麻生区高石5-1-39	地域密着型通所介護 (療養通所介護)
株式会社日本ライフケア	1495400481	「結」 ケアセンターいくた	神奈川県川崎市多摩区南生田 1-31-7	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
株式会社クラーチ	1475502165	クラーチ・ファミリア 宮前	川崎市宮前区東有馬1丁目 16-8	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
社会福祉法人育明会	1475602080	特別養護老人ホーム レジデンシャル百合ヶ丘	川崎市麻生区東百合丘1丁目 12番35	介護老人福祉施設
社会福祉法人育明会	1475602098	特別養護老人ホーム レジデンシャル百合ヶ丘 (ユニット型)	川崎市麻生区東百合丘1丁目 12番35	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

## 川崎市告示第311号

介護保険法によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、若しくは第115条の25第2項の規定又は第78条の8若しくは第91条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防

平成29年3月廃止等

サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設から辞退の届出があったため、同法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20若しくは第115条の30の規定、又は同法第78条の11若しくは第93条の規定に基づき告示します。

平成29年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
アサヒサンククリーン株式会社	1475100226	アサヒサンククリーン 在宅介護センター川崎	川崎市幸区塚越2丁目218 メゾン・ド・塚越1階	居宅介護支援
あったかアシスト合同会社	1475003313	いきいきらいふ SPA川崎	川崎市川崎区大島5-15-5 マンションフジ102号	地域密着型通所介護 介護予防通所介護 介護予防通所サービス
株式会社 ひばり	1470101989	デイサービス めぐみ	横浜市鶴見区下末吉4-19-11 プラズ下末吉II-101	地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護
株式会社 木下の介護	1475201495	木下の介護 武蔵新城	神奈川県川崎市中原区新城中町 13-1	地域密着型通所介護
株式会社 LAVA International	1475501365	リハビリフィットネス ゆずりは 神木	神奈川県川崎市宮前区神木本町 5-1-4 エスペランサ宮前1F	地域密着型通所介護 介護予防通所介護
特定非営利活動法人ぐるー ぷ 麦	1475301741	でいサロン 麦	神奈川県川崎市高津区二子 二丁目17番2号	介護予防通所介護
啓和会メディカル	1495000430	有限会社 啓和会メディカル デイサービス小田銀座	神奈川県川崎市川崎区小田 4-31-8 プチボア1F	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所 介護
有限会社アドバンス	1475100762	ハートケアサービス	神奈川県川崎市幸区南加瀬 四丁目1番4号	介護予防訪問介護
株式会社 笑 心	1475101364	いちごケア	川崎市幸区小向西町4丁目 22番地	介護予防訪問介護 居宅介護支援
医療法人社団 はんぷ会	1475201172	医療法人社団 はんぷ会 グループホームゆう和	神奈川県川崎市中原区宮内 3丁目2番28号	認知症対応型共同生活介護 (予) 認知症対応型通所介護(予)

リフォーム東京株式会社	1475202022	らくらくLife	川崎市中原区木月住吉町 6-12-1F	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売
株式会社 木下の介護	1475601421	木下の介護 はるひ野	川崎市麻生区はるひ野4丁目 19番3号	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社 木下の介護	1475601439	木下の介護 はるひ野	川崎市麻生区はるひ野4丁目 19番3号	通所介護 介護予防通所介護
株式会社 木下の介護	1475601413	木下の介護 はるひ野	川崎市麻生区はるひ野4丁目 19番3号	居宅介護支援
医療法人社団亮正会	1475600647	虹が丘 デイサービスセンター	川崎市麻生区虹ヶ丘3-2-15	認知症対応型通所介護
株式会社メディカルアーツ	1475601306	デイサービス オアシス	神奈川県川崎市麻生区百合丘 2-2-1-1F	地域密着型通所介護 介護予防通所サービス

**川崎市告示第312号**

道路供用開始に関する告示の訂正について  
平成29年4月28日付け川崎市告示第262号の告示文を  
次のとおり訂正します。  
平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

誤

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定  
に基づき、次の道路の供用を平成28年9月27日から開始  
します。

正

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定  
に基づき、次の道路の供用を平成29年4月28日から開始  
します。

**川崎市告示第313号**

道路の区域の変更に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定  
に基づき、道路の区域を次のように変更します。  
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい  
て、平成29年5月30日から平成29年6月13日まで一般の  
縦覧に供します。  
平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	菅 生 第313号線	川崎市宮前区菅生4丁目 1469番21先 ----- 川崎市宮前区菅生4丁目 1439番10先	1.82	11.54	

新	菅 生 第313号線	川崎市宮前区菅生4丁目 1469番50先	1.91 ～ 6.96	11.54	
		川崎市宮前区菅生4丁目 1439番1先			

**川崎市告示第314号**

道路供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定  
に基づき、次の道路の供用を平成29年5月30日から開始  
します。  
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい  
て、平成29年5月30日から平成29年6月13日まで一般の  
縦覧に供します。  
平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
菅 生 第313号線	川崎市宮前区菅生4丁目1469番50先 ----- 川崎市宮前区菅生4丁目1439番1先	

**川崎市告示第315号**

道路供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定  
に基づき、次の道路の供用を平成29年5月30日から開始  
します。  
その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい  
て、平成29年5月30日から平成29年6月13日まで一般の  
縦覧に供します。  
平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
高 津 第 4 号 線	川崎市高津区末長 4 丁目1359番12先	
	川崎市高津区末長 4 丁目1358番 1 先	

川崎市告示第316号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月30日から平成29年6月13日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	久 本 第13号線	川崎市高津区久本 1 丁目511番31先	2.73	37.64	
		川崎市高津区下作延 2 丁目321番21先	4.50		
新	久 本 第13号線	川崎市高津区久本 1 丁目511番31先	2.73	39.25	
		川崎市高津区下作延 2 丁目321番21先	4.96		
旧	久 本 第26号線	川崎市高津区久本 1 丁目507番54先	2.28	44.26	隅きりを含む
		川崎市高津区久本 1 丁目507番29先	3.75		
新	久 本 第26号線	川崎市高津区久本 1 丁目507番10先	3.21	37.89	隅きりを含む
		川崎市高津区久本 1 丁目507番58先	5.86		
旧	下 作 延 第94号線	川崎市高津区下作延 2 丁目372番21先	2.12	84.20	
		川崎市高津区下作延 2 丁目378番 1 先	5.00		
新	下 作 延 第94号線	川崎市高津区下作延 2 丁目372番 3 先	1.98	76.09	
		川崎市高津区下作延 2 丁目378番 1 先	3.01		

川崎市告示第317号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年5月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年5月30日から平成29年6月13日まで一般の縦覧に供します。

平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
久 本 第13号線	川崎市高津区久本 1 丁目511番31先	
	川崎市高津区下作延 2 丁目321番21先	
久 本 第26号線	川崎市高津区久本 1 丁目507番10先	隅きりを含む
	川崎市高津区久本 1 丁目507番58先	
下 作 延 第94号線	川崎市高津区下作延 2 丁目372番 3 先	
	川崎市高津区下作延 2 丁目378番 1 先	

川崎市告示第318号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用  
自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない

ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

**川崎市告示第319号**

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定に基づき告示します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	朝倉 均	こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3
変更後	豊間 博		
変更前	高田 茂	さくらクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区新丸子東3-1100-14
変更後		さくらクリニック 武蔵小杉内科	

**川崎市告示第320号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 受託者の所在地及び名称  
川崎市川崎区砂子1丁目2番地4  
川崎市住宅供給公社 理事長 寺岡 章二
- 委託する事務の種類  
川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納事務
- 委託する期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

**川崎市告示第321号**

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 届出の状況
  - 個人情報ファイル(変更)  
ア 市長 6件

- イ 上下水道事業管理者 5件
- 届出書  
別紙のとおり(省略)

**川崎市告示第322号**

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

- 届出の状況
  - 目的外利用
    - ア 市長 48件
    - イ 上下水道事業管理者 12件
  - 外部提供
    - ア 市長 61件
    - イ 上下水道事業管理者 14件
    - ウ 消防長 1件
    - エ 教育委員会 3件
- 届出書  
別紙のとおり(省略)

**公 告**

**川崎市公告第274号**

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。  
なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市高津区明津239番地 岸 八州郎		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区明津字仲町239番4の全部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	11.32メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第203号		指 定 年月日	平成29年 5月16日

**川崎市公告第275号**

平成29年度等々力緑地官民連携事業可能性調査業務委

託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年 5月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案の概要

(1) 件名

平成29年度等々力緑地官民連携事業可能性調査業務委託

(2) 目的

等々力緑地については、その立地や、プロスポーツを開催できる施設の機能や規模等により更なる魅力を発信するために、民間活用を含めた効率的・効果的な事業執行のあり方や、地域経済の好循環とその向上に資する仕組みの検討が必要となっています。

そこで等々力緑地における施設整備や維持管理業務及び各施設の運営等の検討として、都市公園法の改正、公共施設等運営権事業、指定管理者制度の手法及びその複合的活用も含め、民間活用の導入可能性調査を実施します。

調査には幅広い情報の蓄積と高度な専門性や分析力を求められることから、公募型企画提案(プロポーザル)方式を採用し、実績等を総合的に判断することで、最適な事業者を特定することを目的としています。

(3) 業務内容

『等々力緑地における新たな官民連携事業』に関する以下の事項について、調査、分析、資料作成等を実施することとし、次年度に予定している詳細分析に向け、最も実効性のある効果的かつ効率的な提案等を行うなど、官民連携の選択肢と事業の枠組みを確定するまでの支援を行うものとします。

ア 現状分析等

等々力緑地再編整備基本構想等及び等々力緑地内の現施設等の概要、収支、業務内容等のデータや状況に基づく検証

イ 等々力緑地内の各施設における需要予測の検討  
等々力緑地内の現施設をベースにしつつ、余剰地の活用についてもハード(開発)・ソフト(イベントの開催等の運用)両面からの検討を簡易的に実施

ウ 事業手法案の検討

(ア) 参画意欲のある民間事業者との対話及び質問回答の対応

(イ) 民間活用手法の組み合わせが必要な場合の最適手法の整理

エ 収支シミュレーション(VFM等の算出)

最も効果的かつ効率的な手法を選定するため、陸上競技場のサイドバックスタンドにおける改修を想定して施設整備費、管理運営費等を前提に簡

易的なVFM等の算出を行う。

オ 官民連携事業の取り組み方針公表に向けた業務都市公園法改正を受けた新たな取り組み及び、PFI法の規定に基づく方針等の手法選定における支援業務全般

カ 官民連携による事業として成立する可能性があると判断した場合の特定事業の選定等支援

(ア) 事業範囲の決定支援

(イ) 事業スキーム(事業範囲、事業期間、リスク分担、指定管理制度との関係、運営権対価の考え方、事業者選定基準の骨子、モニタリング等を含む)の検討

(ウ) 基本スキーム(案)の策定支援

(エ) 条例改正等に係る検討

(オ) 事業スケジュールの検討

キ その他、庁内調整や内部合意に関する支援業務

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月29日まで

(5) 履行場所

川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リパークビル17階

川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室 他

(6) 事業委託料

20,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

2 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。

(3) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。

(5) 過去5年の間に、国または地方公共団体において、公共施設等運営権(コンセッション)やPPP、PFI手法に関するアドバイザー業務もしくは検討業務の実績があること。(履行が完了していること。)

(6) 連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

3 担当部署及び問い合わせ先  
川崎市建設緑政局等々力緑地再編整備室事業推進担当  
藤田、西村  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1  
川崎駅前タワー・リパークビル  
17階  
電 話 044-200-2408 (直通)  
F A X 044-200-3973  
電子メール [53todose@city.kawasaki.jp](mailto:53todose@city.kawasaki.jp)

4 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内 容	期 間 等
仕様書・実施要領等の公表	平成29年5月16日(火)
参加意向申出書等の提出	平成29年5月16日(火)から平成29年5月24日(水)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
質問書の受付	平成29年5月17日(水)から平成29年5月24日(水)午後5時まで
参加資格確認結果通知発送	平成29年6月1日(木)
質問書に対する回答	平成29年6月2日(金)
企画提案書受付	平成29年6月5日(月)から平成29年6月16日(金)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
書類審査	平成29年6月19日(月)から平成29年7月6日(木)まで ※ヒアリング審査を行う事業者を選定し、審査結果を速やかに通知します。なお、企画提案書提出者が5者以内であった場合、下記ヒアリング審査日までの間に、書類審査とヒアリング審査を同時に行います。
ヒアリング審査(予定)	平成29年7月19日(水)
選定結果の通知(予定)	平成29年7月26日(水)
業務委託契約締結(予定)	平成29年7月31日(月)

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により次の資料(各1部)を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書(本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記3の等々力緑地再編整備室担当あてお問い合わせください。)

(イ) 誓約書(上記2に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロ

ードして御使用ください。)

(ウ) 過去5年の間に、国または地方公共団体において、公共施設等運営権(コンセッション)やPPP、PFI手法に関するアドバイザー業務もしくは検討業務の履行が完了していることを証する書類

(エ) 神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有することを証する書類

イ 提出期間

平成29年5月16日(火)から平成29年5月24日(水)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(郵送の場合は平成29年5月24日(水)午後5時までに必着)

ウ 提出先

3に同じ

(3) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、平成29年5月17日(水)から平成29年5月24日(水)午後5時までの期間に、上記3の等々力緑地再編整備室担当あて電子メール(添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き)で送付してください。

回答は平成29年6月2日(金)に、全ての参加事業者に対し電子メールにて回答いたします。

(4) 参加資格確認結果通知の発送

平成29年6月1日(木)に、参加意向申出書の提出者あて、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類提出要請書も併せて郵送します。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

平成29年6月5日(月)から平成29年6月16日(金)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

(郵送の場合は平成29年6月16日(金)午後5時までに必着)

イ 提出先

3に同じ

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書

(ウ) 実施体制及び配置予定人員

(エ) 過去の実績(公共施設等運営権[コンセッション]やPPP、PFI手法に関するアド

バイザリー業務もしくは検討業務など、先進的な官民連携による公共施設等運営事業に関する実績)

エ 注意事項

- (ア) 提出書類は、正1部と副10部をそれぞれ製本し、提出してください。
- (イ) 用紙はA4版縦・横書きとし、左上1か所で綴じてください。
- (ウ) 提出された提案書類は返却しません。
- (エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。
- (オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。
- (カ) 提出後、当市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

5 審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書類の審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、書類審査通過者を選定します。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。

また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

ただし、企画提案書提出者が5者以内であった場合は、ヒアリング審査日までの間に、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、審査の日程等を通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

選定評価委員会において、提案内容を説明(プレゼンテーション)していただきます。

ア 日時(予定)

平成29年7月19日(水)

時間は調整の上、個別に連絡します。

イ 場所(予定)

川崎市役所第3庁舎11階会議室

川崎区東田町5番地4

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、20分程度で提案説明を、その後10分程度で質疑応答を行っていただきます。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につ

き3名以内とします。

(4) 選定結果の通知(予定)

平成29年7月26日(水)

6 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 「2参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

7 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

8 参考資料

企画提案書類の作成の際に、必要に応じて活用してください。

(1) 等々力緑地について

<http://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/30-11-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 等々力緑地再編整備について

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-8-5-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市公告第276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年5月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市幸区北加瀬三丁目430番6

776平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都中央区日本橋2丁目16番3号  
株式会社 モリモトホーム  
代表取締役 森本 浩義

- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅

計画戸数：9戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年1月16日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第157号

川崎市公告第277号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月17日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	玉川小学校太陽光発電設備その他設置工事
	履 行 場 所	川崎市中原区北谷町32番地
	履 行 期 限	契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	四谷小学校ほか1校太陽光発電設備その他設置工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区四谷下町4番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参 加 資 格	(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 住吉小学校太陽光発電設備その他設置工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月祇園町17番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	新作小学校太陽光発電設備その他設置工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目9番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	生田中学校ほか1校給水その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田2丁目5420番地2 ほか1か所
	履 行 期 限	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月5日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	浅田小学校太陽光発電設備その他設置工事
	履行場所	川崎市川崎区浅田2丁目11番21号
	履行期限	契約の日から平成29年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月16日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名	南菅中学校太陽光発電設備その他設置工事
	履行場所	川崎市多摩区菅馬場4丁目1番1号
	履行期限	契約の日から平成29年12月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p>	

参 加 資 格	<p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月16日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件8)

競争入札に付する事項	件 名 麻生消防署王禅寺出張所改修工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区王禅寺東4丁目1番6号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月23日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

川崎市公告第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年5月17日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区久地字北上川原870番1

の一部 ほか7筆

789平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市高津区溝口一丁目1番2号

綿屋商事 有限会社

代表取締役 川辺 順吉

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 5戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年3月3日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第187号

川崎市公告第279号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年5月18日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
川崎市麻生区岡上字池ノ谷戸881-882	畑	582 1,053	半藤まみ子 小泉和代	東京都杉並区高井戸東1-32-7 東京都世田谷区経堂2-6-6	賃借権	普通畑	平成29年6月1日	平成34年5月31日	20,000 円	始期までに5年間分の借賃料を貸手の口座に振込する。	田辺美裕	川崎市宮前区馬網592	賃貸借
川崎市麻生区岡上字梨子ノ木1270	畑	2,157	荻野治男	川崎市麻生区岡上589-5	賃借権	普通畑	平成29年6月1日	平成34年5月31日	70,000 円	毎年4月末日までに貸手の口座に振込む。	梶俊夫	川崎市麻生区岡上510-9	賃貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期

限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律

第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認

定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事(平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知(12構改B第404号)、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上)と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月、川崎市)第5-3-③農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第280号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区有馬四丁目2番5  
 の一部 ほか1筆の一部  
 1,313平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 川崎市宮前区有馬四丁目2番13号  
 持田 和男

3 予定建築物の用途  
 共同住宅、一戸建ての住宅  
 計画戸数：2戸

4 開発許可年月日及び許可番号  
 平成28年12月8日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第139号  
 平成29年2月22日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第184号(変更)  
 平成29年3月31日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第204号(変更)

川崎市公告第281号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の  
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公  
 告します。

平成29年5月19日  
 川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
 川崎市高津区梶ヶ谷五丁目5番9  
 962平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 川崎市高津区梶ヶ谷四丁目8番3号  
 イヨ高圧株式会社  
 代表取締役 星 輝成
- 3 予定建築物の用途

(案件1)

一戸建ての住宅  
 計画戸数：8戸

4 開発許可年月日及び許可番号  
 平成28年11月7日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第118号

川崎市公告第282号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の  
 規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公  
 告します。

平成28年5月19日  
 川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
 川崎市多摩区三田三丁目8番1  
 の一部 ほか3筆  
 758平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 相模原市緑区橋本三丁目11-8  
 株式会社 イーカム  
 代表取締役 角田 満
- 3 予定建築物の用途  
 一戸建ての住宅  
 計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
 平成28年11月8日  
 川崎市指令 ま建管宅地(イ)第120号

川崎市公告第283号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
 平成29年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 多摩区内主要地方道横浜生田道路改良工事
	履行場所 川崎市多摩区東三田2丁目3番地先他1箇所
	履行期限 契約の日から平成32年3月31日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成29・30年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者</p>

参加資格	<p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評価値通知書における「土木一式」の総合評価値が1,200点以上であること。</p> <p>(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(エ) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、「鋼管杭を用いた自立山留め式擁壁で杭径φ800mm以上、杭長L=12m以上の工事」の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(ウ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年6月15日17時00分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(4) 本工事は、川崎市契約条例第5条に基づき、契約の締結に当たり、市議会の議決を要しますので、市議会(平成29年9月ころ)で議決を得たときに契約を締結します。また、落札者には、その旨を記載した仮契約書を交付します。</p> <p>(3) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス<a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a></p>
(案件2)	
競争入札に付する事項	<p>件 名 平間駅周辺自転車等駐車場第5施設整備工事</p> <p>履行場所 川崎市中原区市ノ坪710番地</p> <p>履行期限 契約の日から平成29年9月29日まで</p>

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年6月5日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

川崎市公告第284号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区宿河原3丁目1番地1 他喜不動産販売株式会社 代表取締役 奥山 武志		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区長尾2丁目1354番4、 1355番2、1356番1の各一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	32.22メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第204号		指 定 年月日	平成29年 5月22日

川崎市公告第285号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年5月22日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	株式会社エコスタイル 代表取締役 若井賢一		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅北浦二丁目2618番1の 一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	15.61メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第205号		指 定 年月日	平成29年 5月22日

川崎市公告第286号

(仮称)川崎区東扇島物流施設開発事業に係る条例環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

平成29年 5月23日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

- 1 指定開発行為者  
所在地：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号  
名 称：東扇島プロパティ-特定目的会社  
代表者：取締役 松澤 和浩
- 2 指定開発行為の名称及び種類  
(1) 名称  
    (仮称)川崎区東扇島物流施設開発事業  
(2) 種類  
    大規模建築物の新設(第2種行為)
- 3 指定開発行為を実施する区域  
川崎市川崎区東扇島7-1 他
- 4 指定開発行為の目的及び内容  
(1) 目的  
    物流施設の建設  
(2) 内容  
    延べ面積：約299,950㎡
- 5 指定開発行為の施行期間  
着手予定：平成29年12月  
完了予定：平成36年9月
- 6 条例準備書の要旨  
第1章 指定開発行為の概要

- 第2章 周辺地域の概況及び環境の特性
- 第3章 環境影響評価項目の選定等
- 第4章 環境影響評価
- 第5章 環境保全のための措置
- 第6章 環境配慮項目に関する措置
- 第7章 環境影響の総合的な評価
- 第8章 事後調査計画
- 第9章 関係地域の範囲
- 第10章 その他
- 7 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間  
(1) 場所  
    川崎区役所、川崎区役所大師支所、  
    環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)  
(2) 期間  
    平成29年5月23日(火)から  
    平成29年7月6日(木)まで  
    土曜日、日曜日及び祝日は除く。  
(3) 時間  
    午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第287号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	中央卸売市場北部市場管理事務所棟昇降機設備改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (8) 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	白幡台小学校会議室等新築衛生その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区南平台13番1号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」又は「C」で登録されている者。</li> <li>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</li> <li>(9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。</li> <li>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</li> </ol>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月12日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	古川小学校屋外附帯・わくわくプラザ室改築その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区古川町70番地
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</li> <li>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</li> <li>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</li> <li>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</li> <li>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</li> <li>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</li> <li>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</li> </ol>	

参 加 資 格	(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月23日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	西御幸小学校ほか1校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区小向西町4丁目30番地ほか1校
	履行期限	契約の日から平成30年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (11) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月23日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生市民館大ホール舞台機構設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月30日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市公告第288号

「地域連携による消費者教育推進事業実施業務委託」に関する企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年5月24日

川崎市長 福田 紀 彦

## 1 公募型企画提案に関する事項

## (1) 件名

地域連携による消費者教育推進事業実施業務委託

## (2) 主な業務事項

ア 消費生活サポーター育成講座の実施

(ア) 講座の企画・立案

(イ) 講座実施に係る運営管理全般

(ウ) 広報活動

(エ) アンケートの実施

イ 地域の見守り推進講座の実施

(ア) 講座の企画・立案

(イ) 講座実施に係る運営管理全般

(ウ) 広報活動

(エ) アンケートの実施

ウ 地域の見守り関係団体等との連携講座の実施

(ア) 講座実施に係る運営管理全般

(イ) 報告書の作成等

エ 啓発グッズ・冊子作製等

## (3) 委託期間

契約締結日から平成30年3月16日まで

## 2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- ① 平成29・30年度川崎市業務有資格業者名簿の業種「その他」種目「イベント」に登録もしくは登録申請中であり、消費者行政等に関する知見を有する者
  - ② 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
  - ③ 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
  - ⑤ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - ⑥ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
  - ⑦ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- 3 提案者を特定するための評価基準
- (1) 提案の視点・内容
  - (2) 企画の工夫
  - (3) 事業執行体制
  - (4) 提案内容の実行可能性
  - (5) 事業効率性
- 4 担当部局
- 川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター  
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
電話：044-200-3864 F A X：044-244-6099  
メールアドレス：28syohi@city.kawasaki.jp
- 5 公募要領の公表の時期  
平成29年5月24日（水）
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
- (1) 期 間：平成29年5月24日（水）～6月1日（木）
  - (2) 受付場所：4と同じ
  - (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送又は電子メール
- ※郵送の場合も期間最終日午後3時00分までに必着のこと  
※電子メールの場合は代表者印をカラーで読み込むこと。また後日原本を送付すること
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
- (1) 期 間：平成29年6月7日（水）～6月14日（水）
  - (2) 提出場所：4と同じ
  - (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送

※郵送の場合も期間最終日午後3時00分までに必着のこと

- (4) 提出書類
  - ア 企画提案書 8部
  - イ 見積書 8部
  - ウ 事業実施体制・主な事業実績 8部
  - エ 会社概要（パンフレット等） 8部
  - オ 定款及び直近の決算書2期分 1部
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
  - (1) 言 語：日本語
  - (2) 通 貨：日本国通貨
- 9 契約書の作成の要否  
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口  
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
  - (1) 業務規模概算額 4,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）
  - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出にかかる一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。
  - (3) その他  
ア 審査結果の発表は、平成29年6月22日（木）を予定しています。  
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案募集要領及び仕様書をご参照ください。

川崎市公告第289号

「消費者市民社会普及促進フォーラム実施業務委託」に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型企画提案に関する事項
  - (1) 件名  
消費者市民社会普及促進フォーラム実施業務委託
  - (2) 主な業務事項
    - (ア) 企画・立案
    - (イ) 開催準備及び運営管理全般等の実施
    - (ウ) 広報活動
    - (エ) アンケートの実施
    - (オ) 報告書の作成等
  - (3) 委託期間  
契約締結日から平成29年12月27日まで
- 2 提案書の提出者の資格  
次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 平成29・30年度川崎市業務有資格業者名簿の業種

「その他」種目「イベント」に登載もしくは登録申請中であり、消費者行政等に関する知見を有する者

- ② 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- ③ 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- ⑤ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑥ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- ⑦ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 提案の視点・内容
- (2) 企画の工夫
- (3) 事業執行体制
- (4) 提案内容の実行可能性
- (5) 事業効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部消費者行政センター  
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
電話：044-200-3864 F A X：044-244-6099  
メールアドレス：28syohi@city.kawasaki.jp

5 公募要領の公表の時期

平成29年5月24日（水）

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 期 間：平成29年5月24日（水）～6月1日（木）
- (2) 受付場所：4と同じ
- (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送又は電子メール

※郵送の場合も期間最終日午後3時00分までに必着のこと

※電子メールの場合は代表者印をカラーで読み込むこと。また後日原本を送付すること

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 期 間：平成29年6月7日（水）～6月14日（水）
- (2) 提出場所：4と同じ
- (3) 提出方法：4の担当部局へ持参又は郵送

※郵送の場合も期間最終日午後3時00分までに必

着のこと

(4) 提出書類

- ア 企画提案書 8部
- イ 見積書 8部
- ウ 事業実施体制・主な事業実績 8部
- エ 会社概要（パンフレット等） 8部
- オ 定款及び直近の決算書2期分 1部

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言 語：日本語
- (2) 通 貨：日本国通貨

9 契約書の作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 3,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出にかかる一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

ア 審査結果の発表は、平成29年6月22日（木）を予定しています。

イ 詳細につきましては、本公募型企画提案募集要領及び仕様書をご参照ください。

川崎市公告第290号

入札公告

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
オキシダント測定装置賃貸借及び保守
- (2) 履行場所  
大師一般環境大気測定局（川崎市台町26-7）  
1台  
高津一般環境大気測定局（高津区溝口1-6-10）  
1台  
宮前一般環境大気測定局（宮前区宮前平3-14-1）  
1台

(3) 履行期間

平成29年11月1日から平成36年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点をもち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。
- (5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 田邊（技術仕様関係）

事業推進課 仙石（契約事務関係）

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成29年5月25日（木）から平成29年5月31日（水）まで（土、日曜日を除く）

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの（カタログ等の資料）

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類（競争入札参加申込書）及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平

成29年6月8日（木）までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年6月8日（木）

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成29年6月8日（木）から平成29年6月14日

（水）午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するF A X又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年6月16日（金）に、参加全社あてに、電子メール又はF A Xにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きで総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成29年6月27日（火）午前11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第291号

入札公告

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

窒素酸化物測定装置賃貸借及び保守

(2) 履行場所

池上自動車排出ガス測定局 (川崎区池上町3)

1台

日進町自動車排出ガス測定局 (川崎区日進町23-1)

1台

二子自動車排出ガス測定局 (高津区溝口5-15-7)

1台

本村橋自動車排出ガス測定局 (多摩区宿河原2-45)

1台

(3) 履行期間

平成29年11月1日から平成36年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点を持ち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。

(5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 安西(技術仕様関係)

事業推進課 仙石(契約事務関係)

電話 044-276-9001

FAX 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成29年5月25日(木)から平成29年5月31日(水)まで(土、日曜日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の

場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)

#### 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年6月8日(木)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

##### (1) 交付日

平成29年6月8日(木)

##### (2) 場所

上記3(1)に同じ。

#### 5 仕様・入札に関する問合せ

##### (1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

##### (2) 問合せ期間

平成29年6月8日(木)から平成29年6月14日(水)午後5時まで

##### (3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

##### (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年6月16日(金)に、参加全社あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

##### ア 入札書の提出日時

平成29年6月27日(火)午前10時30分

##### イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

##### (2) 入札保証金

免除とします

##### (3) 開札の日時

7(1)アに同じ

##### (4) 開札の場所

7(1)イに同じ

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

##### (2) 前払金

否

##### (3) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3?に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

#### 川崎市公告第292号

入札公告

平成29年5月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

大気汚染物質測定装置賃貸借及び保守

##### (2) 履行場所

幸一般環境大気測定局(幸区戸手本町1-11-3)

1台

中原一般環境大気測定局(中原区小杉町3-245)  
1台

麻生一般環境大気測定局(麻生区百合丘2-10)  
1台

(3) 履行期間

平成29年11月1日から平成36年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点を持ち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。
- (5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 安西(技術仕様関係)

事業推進課 仙石(契約事務関係)

電話 044-276-9001

FAX 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成29年5月25日(木)から平成29年5月31日(水)まで(土、日曜日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、

インターネットからダウンロードすることができません。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3?の期間に、3?の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年6月8日(木)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年6月8日(木)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成29年6月8日(木)から平成29年6月14日(水)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年6月16日(金)に、参加全社あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成29年6月27日(火)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

- (2) 入札保証金  
免除とします

- (3) 開札の日時  
7(1)アに同じ

- (4) 開札の場所  
7(1)イに同じ

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効  
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、  
著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うこ  
とがあります。

- (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札  
は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規  
則第33条各号に該当する場合は免除とします。

- (2) 前払金

否

- (3) 契約書作成の要否

必要とします。

- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等  
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの  
「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧するこ  
とができます。

## 9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額  
について減額又は削除があった場合は、この契約を  
変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その  
損失の補償を川崎市に対して請求することができる  
ものとし、補償額は協議して定めるものとします。

## 川崎市公告第293号

入札公告

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名

元素分析計賃貸借

- (2) 履行場所

川崎市環境総合研究所

川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

- (3) 履行期間

平成29年10月1日から平成36年9月30日まで

- (4) 調達物品の概要

仕様書のとおり

## 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて  
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に該当しないこと。

- (2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等  
有資格業者名簿の業種「リース」に登録されている  
こと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。

- (4) この調達物品を契約締結後、確実に納入するこ  
とができること。

- (5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同規模  
の賃貸借契約の実績があること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争  
参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市環境総合研究所事業推進課

担 当 末繁、北爪

郵便番号 210-0821

住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

平成29年5月25日(木)から平成29年5月31日  
(水)まで

(土、日曜日を除く平日午前9時から正午まで及  
び午後1時から午後5時まで)

- (3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

ウ 装置のカタログ等仕様のわかるもの

- (4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書は、インターネットからもダ  
ウンロードすることができます。(「入札情報かわさ

き」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>。)

(5) 競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書の入手方法

提出書類（競争入札参加申込書）及び入札説明書並びに仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。

（「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年6月8日（木）までに送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

平成29年6月8日（木）から平成29年6月14日（水）（土、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、電子メール又はFAXにて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年6月16日（金）までに、参加全者あて、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を84カ月で乗じる方法で見積もりしてください。その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

平成29年6月27日（火）午前11時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号  
川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第294号

入札公告

平成29年5月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

健康安全研究所作業環境測定業務

## (2) 履行場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

## (3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市「平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「調査・測定」種目名「その他調査・測定」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 都道府県労働局に登録した作業環境測定機関であること。

## 3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書を提出してください。

## (1) 提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

電 話 044-276-8250

F A X 044-288-2044

E-mail 40eiken@city.kawasaki.jp

## (2) 提出期間

平成29年5月25日から5月31日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

## (4) 提出方法

持参に限ります。

## (5) 提出書類及び仕様書の入手方法

提出書類及び入札説明書並びに仕様書は、川崎市のホームページ「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 交付日時

平成29年6月5日午後5時

ただし、川崎市「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、平成29年6月6日までに電子メールで配信します。

## (2) 交付場所

「3(1)提出場所」に同じ。

## 5 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

「3(1)提出場所」に同じ。

## (2) 質問受付期間

平成29年6月6日から平成29年6月8日までとします。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く、午前8時30分から午後5時までとします。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、「5(4)質問受付方法」のいずれかの方法により送付してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXにより、以下の提出先に提出してください。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)提出場所」に電話にてご連絡ください。)

ア 持参

「3(1)提出場所」に同じ。

イ 電子メール

40eiken@city.kawasaki.jp

ウ FAX

044-288-2044

## (5) 回答方法

質問があった場合、平成29年6月9日に競争参加資格を有するとした一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年 6月14日 午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

川崎市健康安全研究所

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、川崎市契約規則第32条の定めるところにより、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第295号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

処理センター等アスベスト測定調査業務委託

(2) 履行場所

浮島処理センターほか4箇所

(3) 履行期間

履行期間 契約日から平成30年3月20日まで

(4) 業務概要

本業務は、「労働安全衛生法第65条」及び「大気汚染防止法第18条の5及び第18条の12」等に基づき、粗大ごみ処理施設における作業環境及び処理センターにおける作業環境、周辺大気及び飛灰中の石綿粉じん濃度、石綿繊維数を測定し、実態調査を行うものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「計量証明」で登録されている者。

(4) 過去2年間で官公庁においてアスベスト測定調査業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布・閲覧・提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及びアスベスト測定調査業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。(持参以外は無効となります。)

(1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所・閲覧期間及び問

## い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課

江原(均)、江原(庸)、櫻井

電話 044-200-2540(直通)、

FAX 044-200-3923

平成29年5月25日(木)～平成29年6月1日(木)

9時～17時

(土曜日及び日曜日ならびに12時～13時の間は除く。)

※競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

## (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びアスベスト測定調査業務契約実績の提出

受付場所：3(1)に同じ

受付期間：平成29年5月25日(木)～

平成29年6月1日(木)

受付時間：9時～17時

(土曜日及び日曜日ならびに12時～13時の間は除く。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付  
3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を平成29年6月12日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。電子メールのアドレスを登録していない場合は、次のとおり直接受取りに来るようお願いします。

## (1) 交付日

平成29年6月12日(月) 9時～17時

(12時～13時の間は除く。)

## (2) 交付場所

3(1)に同じ

## 5 質問書の配布・受付・回答

## (1) 配布場所

3(1)に同じ

## (2) 配布期間

平成29年5月25日(木)～平成29年6月1日(木)

9時～17時

(土曜日及び日曜日ならびに12時～13時の間は除く。)

## (3) 質問受付日

平成29年6月12日(月)～平成29年6月15日(木)

9時～17時(12時～13時の間は除く。)

## (4) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (5) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 持参 3(1)に同じ

イ 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

ウ FAX 044-200-3923

## (6) 回答方法

平成29年6月16日(金)

全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札の手續等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年6月20日(火)10時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は契約課ホームページ (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) にて閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。
- (3) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

川崎市公告第296号

平成29年度グリーンイノベーションの案件創出に向けた研究会設置支援の業務実施委託の業者選定に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

平成29年 5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに関する事項

- (1) 件名  
平成29年度グリーンイノベーションの案件創出に向けた研究会設置支援の業務実施委託
- (2) 履行場所  
川崎市環境局地球環境推進室  
(川崎市川崎区宮本町1番地) 他
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成30年3月23日まで
- (4) 業務概要

ア 業務目的

社会的な課題であり行政だけでは解決できない環境分野のテーマについて、本市と事業者が共同で研究することで、環境分野における事業化アイデア獲得を促進させ、将来的に市内外に展開可能なグリーンイノベーション関連案件を持続的に創出していく。

イ 業務概要

- (ア) 研究テーマ検討支援  
研究テーマを市が選定するにあたり、情報提供等の支援を行う。
- (イ) 研究会開始に向けた支援  
参加者募集方法、スケジュール、各回の活動内容(情報収集内容、議論内容、情報発信内容等)などについてアドバイスを行う。
- (ウ) 研究会の運営支援  
参加者からの意見収集、研究テーマに関する情報収集、ファシリテーションの支援、当日配布資料や会議録の作成などを行う。
- (エ) 研究会の内容を発表するセミナーの開催

研究会での検討内容等を効果的に情報発信する機会を創出するとともに、発表する際の支援を行う。

(オ) 研究会の活性化に向けた支援

研究会の内容を広報するリーフレットの作成や研究会に係る提言を行う。

2 提案書の提出者の資格

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されていること。

3 提案書を特定するための評価基準

- (1) 【目的等の理解度】川崎市グリーンイノベーション推進方針の趣旨及び本業務の目的を理解しているか
- (2) 【テーマ設定】提案テーマは、社会的な課題であり行政だけでは解決できない環境分野のものであるか
- (3) 【研究会の運営支援】活発な議論を展開させるための具体的且つ魅力的な提案が示されているか
- (4) 【企画力】本業務の目的達成に向けた、具体的且つ魅力的な提案が示されているか
- (5) 【表現力】わかりやすい提案書となっているか
- (6) 【実現性】実現可能な提案内容になっているか
- (7) 【人員配置】安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか
- (8) 【コミュニケーション力】プレゼンテーション能力(質問に対する応答)
- (9) 【専門的知識】本業務の遂行にあたり、魅力的な知見等を有しているか
- (10) 【費用対効果】提案内容と期待効果に対する投下費用の効率性

4 担当部署

川崎市環境局地球環境推進室  
 住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
 電話：044-200-2169(直通)  
 F A X：044-200-3921  
 メールアドレス：30tisui@city.kawasaki.jp  
 担当者：山下、龍田

5 募集要項及び仕様書の配布

- (1) 配布期間  
平成29年6月5日(月)午後5時まで
- (2) 配布場所  
4の担当部署と同じ。川崎市のホームページからダウンロードも可能です。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000087324.html>

#### 6 参加意向申出書の提出期間、場所及び方法

- (1) 受付期間  
平成29年6月5日(月)午後5時まで(必着)  
(受付時間:午前9時~午後5時。閉庁日及び正午~午後1時を除く。)
- (2) 受付場所  
4の担当部署と同じ
- (3) 提出方法  
持参又は郵送

#### 7 質問の受付期間

- (1) 受付期間  
平成29年6月6日(火)から6月9日(金)  
正午まで
- (2) 受付場所  
4の担当部署と同じ
- (3) 提出方法  
所定の様式に質問事項を記入の上、電子メールで送付

#### 8 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間  
平成29年6月13日(火)から6月27日(火)  
午後5時まで(必着)  
(受付時間:午前9時~午後5時。閉庁日及び正午~午後1時を除く。)
- (2) 受付場所  
4の担当部署と同じ
- (3) 提出書類  
ア 企画提案書(任意帳票、上限A4 12枚):  
正…1部 副…9部  
イ 見積書(任意帳票):正…1部 副…1部  
ウ 同様の業務等についての実績(任意帳票):  
正…1部 副…1部  
※正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないでください。  
※企画提案書の枚数は片面12枚以内とします。(表紙、見積書及び同様の業務等についての実績は含まず)
- (4) 提出方法  
持参又は郵送

#### 9 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語  
日本語
- (2) 通貨  
日本国通貨

#### 10 契約書作成の要否 要する

#### 11 関係情報を入手するための照会窓口

4の担当部署と同じ

#### 12 その他必要と認める事項

- (1) 委託金額の上限  
総額12,036,600円(税込み)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) その他  
ア 応募にあたっては、「平成29年度グリーンイノベーションの案件創出に向けた研究会設置支援の業務実施委託に係る事業者募集要項」を御一読ください。  
イ 選定結果の発表は7月中旬を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問合せには応じません。

#### 川崎市公告第297号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区砂子1-9-3  
議会局議事調査部議事課
- (3) 履行期間  
平成29年6月22日から平成30年3月31日まで
- (4) 委託概要  
議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務の委託。詳細は「議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託仕様書」によります。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登載されていること。
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契

約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申し込みをしなければなりません。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1-9-3

議会局総務部庶務課 担当 榎本、伊藤

電話 044-200-3368

(2) 配布、提出期間

平成29年5月25日(木)から平成29年6月2日(金)まで

土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、入札説明書に添付されています。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書及び仕様書の縦覧等

入札説明書及び仕様書は、上記3(1)の場所において縦覧に供します。なお、縦覧書類については、インターネットでダウンロードすることもできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)。

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに平成29年6月7日(水)に入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、同日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに上記3(1)の場所において入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

6 仕様に関する質問、回答等

(1) 連絡先

川崎市川崎区砂子1-9-3

議会局議事調査部議事課 担当 原、柿沼

電話 044-200-3373

(2) 質問受付期間

平成29年6月7日(水)から平成29年6月9日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール及びFAXに限ります。

電子メール [98gizi@city.kawasaki.jp](mailto:98gizi@city.kawasaki.jp)

FAX 044-200-3953

(5) 回答方法

平成29年6月14日(水)に参加資格を有する全社に文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は、1頁あたりの金額(税抜き)で行うこととし、入札書による紙入札方式とします。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

平成29年6月22日(木)午後2時

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所第2庁舎5階 議会局会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33号各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市契約条例等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は、「議事課資料マイクロフィルム撮影及び電子画像データ作成業務委託仕様書」によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

## 川崎市公告第298号

### 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

タブレット端末機等の賃貸借及び保守

##### (2) 履行場所

川崎市川崎区砂子1丁目9番地3

川崎市役所第2庁舎他

##### (3) 履行期間

平成29年9月1日から平成32年8月31日まで

##### (4) 概要

詳細は「タブレット端末機等の賃貸借及び保守仕様書」によります。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、AまたはBの等級に格付けされていること。

(4) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

##### (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目9番地3

川崎市役所第2庁舎5階

議会局総務部庶務課 担当 齋藤、岡

電話 044-200-3367

##### (2) 配布、提出期間

平成29年5月25日(木)から平成29年6月2日

(金)まで

土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午

まで及び午後1時から5時までとします。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、入札説明書に添付されています。

##### (3) 提出方法

持参とします。

#### 4 入札説明書及び仕様書の縦覧等

入札説明書及び仕様書は、上記3(1)の場所において縦覧に供します。期間については、上記3(2)に同じです。なお、縦覧書類については、インターネットでダウンロードすることもできます(「入札情報かわさき」-「入札情報」の”物品”-「入札公表」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成29年6月6日(火)に入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、同日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで上記3(1)の場所において入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

#### 6 仕様等に関する問い合わせ先

##### (1) 川崎市川崎区砂子1丁目9番地3

川崎市役所第2庁舎5階

議会局総務部庶務課 担当 齋藤、岡

電話 044-200-3367

##### (2) 質問受付期間

平成29年6月6日(火)から平成29年6月8日

(木)午後5時まで

##### (3) 質問書の様式

所定の「質問書」の様式により、提出してください。

##### (4) 質問受付方法

電子メール及びFAXに限ります。

電子メール [98syomu@city.kawasaki.jp](mailto:98syomu@city.kawasaki.jp)

FAX 044-200-3953

##### (5) 回答方法

平成29年6月12日(月)に参加資格を有する全社に文書(電子メール又はFAX)で送付します。

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、紙入札方式とし、所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印してください。

イ 入札は36ヵ月のリース総額で行います。入札者は、見積もった月額賃貸借料の108分の100に相当する金額に36を乗じた額により入札してください。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

平成29年6月20日(火) 午後2時

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所第2庁舎5階 議会局会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33号各号に該当する場合は

免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市契約条例等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を発注者に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) 受注者は、毎月初めに前月分の賃貸借料を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとします。

川崎市公告第300号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月26日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎総合科学高等学校建設工学の機械等の購入
	履行場所	仕様書のとおり
	履行期限	平成30年1月30日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理化学機器」種目「光理化学機器」に登録されていること。 (4) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (6) この購入(製造)物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	

入札日時等	平成29年7月4日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	川崎総合科学高等学校建設工学の設計製図機器の購入
	履 行 場 所	仕様書のとおり
	履 行 期 限	平成30年1月30日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に記載されていること。 (4) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (6) この購入(製造)物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	平成29年7月4日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

川崎市公告第301号

意見聴取会の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、次のとおり意見の聴取を行います。

なお、この許可について利害関係のある方は、意見聴取会に出席して意見を述べることができます。

平成29年5月26日

川崎市長 福田紀彦

申 請 者	株式会社タマリ 代表取締役社長 有馬 良知	
申 請 場 所	川崎市中原区等々力4127-1の一部	
申請建築物の概要	用途	倉庫業を営まない倉庫
	工事種別	新築
	敷地規模	660.64㎡

	建築面積	264.00㎡
	床面積	264.00㎡
	構造規模	鉄骨造
	高さ	6.50m
抵 触 す る 規 定	建築基準法第48条第3項(用途地域)第一種中高層住居専用地域内においては、倉庫業を営まない倉庫は、建築してはならない。	
意 見 の 聴 取 を 行 う 事 項	第一種中高層住居専用地域内において、倉庫業を営まない倉庫を建築することについて	
開 催 日 時	平成29年6月16日(金) 午後7時から	
開 催 場 所	川崎市中原区等々力6-12 等々力保育園2階	

川崎市公告第302号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり平成29年度地籍調査事業を実施します。

平成29年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 神奈川県計画に基づく事業計画が公告された年月日  
平成29年5月19日
- 2 調査を実施する者の名称  
川崎市
- 3 調査地域  
川崎市多摩区生田六丁目の一部

- 同 三田四丁目、五丁目の各一部
- 同 菅仙谷三丁目の一部
- 同 長沢一丁目、二丁目、三丁目の各一部
- 同 西生田一丁目、二丁目の各一部
- 同 南生田六丁目、七丁目の各一部

4 調査期間

平成29年5月29日から平成30年3月31日まで

川崎市公告第303号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	宮前区内市道登戸野川線 (VI) 舗装道補修 (切削・打換) 工事
	履行場所	川崎市宮前区野川3025番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者 (業種「舗装」) を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円 (建築一式工事の場合は7,000万円) 未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年6月12日13時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

川崎市公告第304号

知的財産戦略改定業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型企画提案に関する事項
  - (1) 件 名 知的財産戦略改定業務委託
  - (2) 業務事項

ア 日本国及び川崎市の知的財産に関するデータの収集・現状整理・分析

イ 「(仮)川崎市知的財産戦略及び推進プログラムに関する懇談会」の運営と産業界等からの意見聴取

ウ 「川崎市知的財産戦略及び推進プログラム」の原稿作成

(3) 委託期間 契約締結日から平成30年3月15日まで

## 2 提案書の提出者の資格

- (1) 次の条件をすべて満たしていること。
- ア 法人格を有する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- ウ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

## 3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 事業実績
- (4) 実施体制
- (5) 本市の現状についての理解状況
- (6) 専門的知識・能力
- (7) 概算見積額のバランス

## 4 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部企画課  
〒210-0007  
神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
電話（直通）044-200-3896  
F A X 044-200-3920  
メールアドレス：[28kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:28kikaku@city.kawasaki.jp)

## 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配布期間 平成29年5月29日（月）～6月6日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

## 6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成29年6月6日（火）17時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）又は電子メール

## 7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成29年6月15日（木）17時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書（8部）、所要経費・概算見積書（1部）、業務実施体制・主な事業実績（1部）、直近2カ年分の決算関係書類（1部）、会社概要（パンフレット等）（8部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

## 8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

## 9 契約書作成の要否

要する。

## 10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

## 11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 2,052,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他  
ア 選考結果の発表は6月下旬を予定しています。  
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領を御参照ください。

## 川崎市公告第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区馬絹字後谷526番1

の一部 ほか4筆の一部

841平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市青葉区新石川二丁目4番地12

さくら地所株式会社

代表取締役 大須賀 幹雄

## 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：5戸

## 4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年10月19日

川崎市指令 ま建管宅地（イ）第103号

## 川崎市公告第306号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎ルフロン

川崎市川崎区日進町1番11, 12, 16, 19

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社  
 取締役社長 池谷 幹男  
 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 代表者 取締役社長 若林 辰雄  
 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(変更後) 名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 代表者 取締役社長 池谷 幹男  
 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- 4 変更の年月日

平成28年1月29日

- 5 変更する理由

代表者変更のため

- 6 届出の年月日

平成29年5月19日

- 7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課  
 (川崎フロンティアビル10階)

- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成29年5月30日から平成29年9月30日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

- 10 意見書の提出期限及び提出先

平成29年9月30日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第307号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アトレ川崎

川崎市川崎区駅前本町26番地1

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社アトレ  
 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号  
 代表取締役社長 石司 次男  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
 代表取締役社長 富田 哲郎

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 26,008㎡

変更後 28,997㎡

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐車場の位置及び収容台数

	駐車場の位置	区分	収容台数
変更前	建物西側 (アトレ川崎 パーキングタワー)	店舗敷地内	155台
変更後	建物西側 (アトレ川崎 パーキングタワー)	店舗敷地内	180台

②駐輪場の位置及び収容台数

	駐輪場の位置	区分	収容台数
変更前	建物西側	店舗敷地内	82台
変更後	建物西側 (駐輪場①)	店舗敷地内	82台
	建物南西側 (駐輪場②)	店舗敷地内	106台
	合計		188台

③荷さばき施設の位置及び面積

	荷さばき施設の位置	区分	面積
変更前	建物南側(第一仕入)	店舗敷地内	316㎡
	建物西側(第二仕入)	店舗敷地内	666㎡
	合計		982㎡
変更後	建物南側(第一仕入)	店舗敷地内	336㎡
	建物西側(第二仕入)	店舗敷地内	439㎡
	建物北側(第三仕入)	店舗敷地内	506㎡
	合計		1,281㎡

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	廃棄物保管施設の位置	区分	面積
変更前	建物南西側 (廃棄物保管施設①)	店舗敷地内	60.05㎡

変更後	建物南西側 (廃棄物保管施設①)	店舗敷地内	60.05㎡
	建物北側 (廃棄物保管施設②)	店舗敷地内	8.39㎡
	合計		68.44㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
変更前	午前10時 (但し年間10日午前8時30分、年間15日午前9時30分) ※一部店舗 (1階部分) 午前6時	午後9時 (但し年間20日午後9時30分) ※一部店舗 (1階部分) 午後11時45分
変更後	増床部分 午前7時 その他変更なし	増床部分 午後11時 その他変更なし

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	駐輪場の位置	荷さばき時間
変更前	第一仕入(建物南側)	午前6時～午後8時30分
	第二仕入(建物西側)	午前6時～午後8時30分
変更後	第一仕入(建物南側)	24時間
	第二仕入(建物西側)	24時間
	第三仕入(建物北側)	24時間

4 変更する年月日

平成30年2月1日

5 届出の年月日

平成29年5月23日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティアビル10階)及び川崎区役所

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成29年5月30日から平成29年9月30日までの午前

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	住吉中学校ほか1校体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月住吉町27番1号ほか1か所
	履 行 期 限	契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。	

8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年9月30日

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第308号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区岡上280番1

の一部 ほか1筆の一部

2,347平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号

株式会社 三栄建築設計

代表取締役 小池 信三

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：16戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年10月4日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第94号

川崎市公告第309号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

参加資格	<p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	多摩区総合庁舎自動制御設備改修工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1775番地1
	履行期限	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年7月10日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	渡田小学校ほか3校窓ガラス飛散防止工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区田島町14番1号ほか3か所
	履 行 期 限	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「内装仕上」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	長尾小学校ほか2校窓ガラス飛散防止工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区长尾7丁目28番1号ほか2か所
	履 行 期 限	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「内装仕上」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	今井小学校ほか3校窓ガラス飛散防止工事
	履 行 場 所	川崎市中原区今井西町3番18号ほか3か所
	履 行 期 限	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「内装」種目「内装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 内装仕上工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「内装仕上」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	幸高等学校旧定時制職員室改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目150番地
	履 行 期 限	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年6月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市公告第310号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年5月15日	特定非営利活動法人 みかんの丘 (現在の名称は、特定非営利 活動法人あさの福祉研究所)	宮原 美津子	川崎市宮前区東有馬5丁目 22番3号	この法人は、高齢者に対して、 その介護に関する事業を行い、 福祉の増進に寄与することを目 的とする。
平成29年5月17日	特定非営利活動法人 しんゆり・芸術のまちづくり	白井 勇	川崎市麻生区上麻生1丁目 7番11号 クラウンビル 201	この法人は、地域との連携を図り ながら、新百合ヶ丘駅周辺に 集積する芸術関係の施設や人材 などの地域資源を活かした「ま ちづくり」を促進することによ り、地域活性化・地域ブランド の確立に寄与することを目的と する。
平成29年5月18日	特定非営利活動法人 ピアたちばな	横山 滋	川崎市高津区下作延4丁目 3番地12号 上中村ビル1階	この法人は、精神障害者が、市 民として地域で安心して暮らし、 社会参加することを支援・援助 する事業を行い、地域精神保健 福祉の促進を通して、すべての 人々がともに生きる地域社会作 りに寄与することを目的とする。
平成29年5月25日	特定非営利活動法人 川崎オレンジ (現在の名称は、特定非営利 活動法人川崎市法政トマホー クス倶楽部)	廣田 慶	川崎市中原区木月大町 6番地1号	この法人は、小中学生に対して、 アメリカンフットボール及びそ れに付する競技の普及に関する 事業を行い、スポーツの振興、 及び子どもの健全育成に寄与す ることを目的とする。 加えて、中高齢者に対して、健 康の維持・増進に関する事業を 行うことで、中高齢者の健康意 識を高め、健全な生活に寄与す ることを目的とする。

## 川崎市公告第311号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条  
第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申  
請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年5月15日	特定非営利活動法人 U40心不全ネットワーク	石原 嗣郎	川崎市中原区小杉町1丁目 396番地日本医科大学武蔵 小杉病院内科医局内	この法人は、広く一般市民に対 する心不全に関する啓発及び心 不全に関する若手医師の研修・ 交流並びに心不全に関する研究 等の事業を行い、心不全への理 解を深め、予防や発症後の対策 等に役立てるとともに、心不全 の新たな治療を確立し、ひいて は国民の健康に寄与することを 目的とする。

**川崎市公告第312号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年5月29日	特定非営利活動法人 エイジングセンター	渡邊 泰章	川崎市中原区新丸子東2丁目 890番地10	この法人は、高齢の人が動物を飼えなくなったり、飼い主が亡くなった場合にその動物の世話をを行う等の援助、また、飼い主と動物の双方が一緒にリハビリテーション等を行うことで、人と動物双方が幸せな生活を送ることができるよう援助、支援等を行うとともに、アニマルセラピーなどの職業に就きたいと考えている人に対して、実技等を含めた講座等を開催し、人材育成を行うことで社会及び動物の福祉に寄与することを目的とする。

**川崎市公告第313号**

川崎都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画道路の変更

（1・4・1号 横浜羽田空港線の変更）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 川崎区 浅田4丁目、浅田2丁目、浅田1丁目、小田7丁目、鋼管通4丁目、浜町2丁目、浜町4丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、池上新町3丁目、四谷上町、昭和2丁目、出来野、大師河原2丁目、大師河原1丁目及び大師河原字上殿町耕地地先

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

川崎市川崎区役所3階市政資料コーナー

（川崎区東田町8番地）

川崎市川崎区役所大師支所

（川崎区東門前2-1-1）

市立川崎図書館

（川崎区駅前本町12-1 タワーリパーク4階）

市立川崎図書館大師分館

（川崎区大師駅前1-1-5

川崎大師パークホームズ2階プラザ大師内）

4 縦覧期間

平成29年5月31日（水）から平成29年6月14日（水）まで

**川崎市公告第314号**

川崎市営住宅等敷地内の放置自動車の処分について

次の川崎市営住宅等敷地内にある放置自動車は、平成29年6月14日までに撤去されない場合は、本市が処分することを公告します。

平成29年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 放置されている場所（住宅名）

下野毛殿山市営住宅

2 放置自動車の台数

バイク 1台

## 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市公告(調達)第235号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福 田 紀 彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

点字プリンタの賃貸借及び保守業務

##### (2) 履行場所

川崎市役所 他

##### (3) 履行期間

平成29年8月1日から平成34年3月31日まで

##### (4) 調達概要

点字プリンタの賃貸借及び保守業務

「入札仕様書」によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

##### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5-4

総務企画局人事部労務課 山田・小関 担当

電 話 044-200-2111 (代表)

044-200-2134 (直通)

F A X 044-200-3754

メール koseki-t@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布・提出期間

平成29年6月12日(月)から平成29年6月16日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

##### (1) 日時

平成29年6月19日(月)

##### (2) 場所

3(1)と同じ

##### (3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年6月12日(月)から平成29年6月16日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

#### 5 仕様に関する問い合わせ先

##### (1) 3(1)と同じ

質問受付期間は、平成29年6月19日(月)から平成29年6月22日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします(FAX又は電子メールにてお願いします)。

なお、回答については平成29年6月23日(金)、全社に文書(FAX又は電子メール)にて送付します。

#### 6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

#### 7 入札の手続等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、1円未満の端数を切り捨てた月額(税抜)に56を乗じた契約総額をもって行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 開札に立ち会う者は入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任

をした書類を事前に提出しなければなりません。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年6月28日(水) 午後1時30分

イ 場所 川崎市役所第3庁舎

(川崎区東田町5-4)

5階総務企画局庶務課会議室

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価  
格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」  
第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の  
108分の100に相当する金額を入札書に記載してくだ  
さい。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号の規定により免除し  
ます。

(2) 契約書作成の要否

必要とします(川崎市が案を作成します。)。落札  
者は契約書2通に記名押印の上、速やかに3(1)の場  
所に持参してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第236号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度「溝口駅周辺地域エリア防災計画」作  
成支援業務

(2) 履行場所

川崎市高津区下作延2丁目8番1号

高津区役所 ほか

(3) 履行期限

契約締結日から平成30年3月16日まで

(4) 業務概要

計画の作成に当たり、要綱に基づき構成される帰  
宅困難者対策協議会及びその下で実質的な計画内容  
を検討する計画作成部会の運営支援、帰宅困難者対  
策訓練の開催支援及びアンケートの実施、情報収  
集、計画内容案の作成支援、計画及び計画概要版の  
作成・印刷等の業務を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ  
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種  
「調査・測定」種目「その他調査測定」に記載され  
ていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間で国又は地方公共団体において、都市  
再生安全確保計画又はエリア防災計画の策定支援に  
係る契約を締結し、これらをすべて誠実に履行して  
いること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び  
問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競  
争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証す  
る書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の  
契約実績を証する書類は持参により提出することとし  
ます。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒213-8570

川崎市高津区下作延2丁目8番1号

川崎市高津区役所危機管理担当

電話044-861-3146(直通)、

FAX 044-861-3103

E-mail 67kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年6月12日(月)から6月16日(金)まで  
の午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

##### (1) 通知書交付日

平成29年6月20日(火)

##### (2) 場所

3(1)に同じ

##### (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

##### (4) 入札説明会

実施しません。

#### 5 仕様に関する問い合わせ

##### (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

##### (2) 質問受付期間

平成29年6月20日(火)から6月23日(金)までの午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで。

##### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

##### (4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

ア 電子メール 67kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-861-3103

##### (5) 回答方法

平成29年6月26日(月)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入

札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札の手続等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年6月30日(金)午前10時

イ 入札場所 高津区役所5階 第3会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 8 契約の手続き等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

要

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」－「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

- 語及び日本国通貨に限りませす。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じです。
- (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページからダウンロードできます。(「入札情報かわさき」－「入札情報」の「委託」－「入札公表・財政局」)

**川崎市公告(調達)第237号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
福祉総合情報システム1次運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 川崎支店  
支店長 佐々木 智瑞  
川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル
- 5 契約金額  
116,163,838円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第238号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
平成29年度 福祉総合情報システム(1~3次)統合運用保守管理支援業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 野村総合研究所  
代表取締役社長 此本 臣吾  
東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町グランキューブ
- 5 契約金額  
114,706,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第239号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称  
平成29年度 福祉総合情報システム(1~3次)番号制度対応支援業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 野村総合研究所  
代表取締役社長 此本 臣吾  
東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町グランキューブ
- 5 契約金額  
59,259,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

**川崎市公告(調達)第240号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
平成29年度 福祉総合情報システム機器更新基本計画策定支援業務委託
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 野村総合研究所  
代表取締役社長 此本 臣吾  
東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町グランキューブ
- 5 契約金額  
49,917,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第241号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市福祉総合情報システム既存機器更新に係るサーバ等の賃貸借及び保守に関する再リース契約
- 2 契約に関する事務担当部局  
健康福祉局総務部企画課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース 株式会社 横浜支店  
支店長 中澤 利朗  
横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 契約金額  
41,365,848円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第242号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
川崎市役所第3庁舎の電気需給に関する契約  
(調達見込数量 約4,344,300キロワット時)
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
総務企画局総務部庁舎管理課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年5月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
サミットエナジー 株式会社  
代表取締役 小澤 純史  
東京都中央区晴海1丁目8番11号
- 5 落札金額  
68,772,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成29年4月10日

川崎市公告(調達)第243号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
川崎市立塚越中学校仮設倉庫等賃貸借契約
  - (2) 履行場所  
川崎市幸区塚越1-60  
(川崎市立塚越中学校 グラウンド)
  - (3) 履行期限  
契約締結日から平成31年4月30日(火)まで
  - (4) 業務概要  
詳細は入札説明書によります。
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物販の供給等有資格業者名簿及び平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿で、業種「リース」、種目「仮設ハウス」及び業種「建築」種目「プレハブ」の2つの業種種目に掲載されていること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命ビル5階  
川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室  
施設整備担当 杉山  
メールアドレス [sugiyama-k@city.kawasaki.jp](mailto:sugiyama-k@city.kawasaki.jp)  
電話番号：044-200-3057  
FAX番号：044-200-3679
- (2) 配布・提出期間  
土曜日、日曜日及び祝日を除き、平成29年6月12日(月)から平成29年6月16日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。
- (3) 提出方法 持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会  
実施しません。
- (2) 入札説明書の配布  
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書等の様式が添付されている入札説明書は、上記3(1)の場所において、3(2)の期間で閲覧することができるほか、希望者には印刷物を配布します。  
また、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において閲覧及びダウンロードをすることができます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次の日時までに川崎市の平成29・30年度業務委託有資格業者へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛てに入札参加資格の確認通知書を送付します。また、申請者が電子メールアドレスの登録を行っていない場合、次により確認通知書を交付します。
- (1) 日時  
平成29年6月20日(火)  
午後1時から午後5時まで
- (2) 場所

- 上記3(1)と同じ
- 6 現地調査について  
現地調査のため学校を訪問する際は、事前に学校に連絡してください。
- (1) 場所  
川崎市幸区塚越1-60(川崎市立塚越中学校)
- (2) 連絡先  
044-511-0458
- 7 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先  
3(1)と同じ
- (2) 質問受付期間  
平成29年6月12日(月)から平成29年6月26日(月)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法  
FAX、電子メール又は持参によります。(FAX又は電子メールにより質問等を送った場合は、電話により併せて御連絡ください。)
- (5) 回答方法  
平成29年7月3日(月)までに、電子メールにより送信します。電子メールアドレスの登録を行っていない者に対しては、FAXにより送付します。ただし、審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者からの質問には回答しません。
- 8 一般競争入札参加資格の喪失  
入札参加資格があると認められた者が、入札期日までの間に次のいずれかに該当したときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札金額は、税抜きの総価で行ないません。月額賃貸借料(税抜きで1円未満を切り捨てた額)を月数(16か月)で乗じる方法で見積り額を記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行ないません。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(月額

の8% (1円未満を切捨て) を月数 (16か月) で乗じたものを加算した金額をもって契約額とします。

## (2) 入札書の提出

持参とします。

## ア 入札日時

平成29年7月7日 (金) 午前10時

## イ 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎 15階第2会議室

## (3) 開札の日時及び場所

9(2)と同じ

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 10 契約の手続等

## (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 前払金

不要

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができるほか、「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

## 11 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

(3) 支払については、毎月払いとします。

## 川崎市公告 (調達) 第244号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について

て公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 調達の名称

川崎市指定難病特定医療費支給業務システム構築業務委託

## 2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局地域包括ケア推進室

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

## 3 落札者を決定した日

平成29年4月3日

## 4 落札者の氏名及び住所

富士通 株式会社 川崎支店

支店長 佐々木 智瑞

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル

## 5 落札金額

52,920,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 川崎市公告 (調達) 第245号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 調達の名称

子ども・子育て支援システム運用保守業務委託

## 2 契約に関する事務担当部局

こども未来局総務部企画課

川崎市川崎区宮本町1番地

## 3 契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 神奈川支社

支社長 米田 和彦

横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズタワーC

## 5 契約金額

55,146,960円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

### 川崎市公告(調達)第246号

#### 入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

川崎市福祉事業(介護保険、生活保護)の帳票印刷・封入封緘外部委託

##### (2) 履行場所

健康福祉局総務部企画課等

##### (3) 履行期限

平成32年9月30日

##### (4) 調達概要

川崎市福祉事業(介護保険、生活保護)の帳票印刷及び封入封緘業務

詳細は「入札説明書」によります。

#### 2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」で種目「その他」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種・種目に記載のない者も含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年6月22日(木)までに行うこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 平成26・27・28年度に官公庁において帳票印刷・封入封緘業務に関する契約実績(消費税及び地方消費税込で1件1,000万円以上)があること。

#### 3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

##### (1) 窓口での閲覧の場合

###### ア 閲覧場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク8階

川崎市健康福祉局総務部企画課 担当: 吉田

電話 044-200-3916(直通)

###### イ 閲覧期間

平成29年6月12日(月)から平成29年6月22日(木)までの午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。(ただし、土曜日、日曜日を除きます。)

##### (2) インターネットでの閲覧の場合

###### ア 閲覧場所

川崎市ホームページの「事業者就労支援情報」→「入札・契約」→「その他の入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/74-13-0-0-0-0-0-0-0.html>)から閲覧できます。

###### イ 閲覧期間

平成29年6月12日(月)から平成29年6月22日(木)まで

#### 4 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面を提出しなければなりません。

##### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク8階

川崎市健康福祉局総務部企画課 担当: 吉田

電話 044-200-3916(直通)

電子メール 40kikaku@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布・提出期間

平成29年6月12日(月)から平成29年6月22日(木)までの午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。(ただし、土曜日、日曜日を除きます。)

##### (3) 提出方法

持参とします。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記4により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出して資格が確認された者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を交付します。

##### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

##### (2) 交付日時

平成29年6月30日(金)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を送付します。

##### (3) 入札説明会

実施しません。

#### 6 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 質問受付場所  
3(1)アに同じ
- (2) 質問受付期間  
平成29年6月30日(金)から平成29年7月6日(木)までの午前9時から午後4時までとします。
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
- (4) 質問受付方法  
電子メールによります。  
電子メール 40kikaku@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法  
平成29年7月12日(水)までに全社へ文書(電子メール)で送付します。
- 7 競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、入札単価にこちらが提示した想定枚数をかけた金額の総額で行います。
- イ 入札は所定の入札書及び内訳書をもって行います(入札書と内訳書には割印をすること)。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 平成29年7月25日(火)  
午前11時00分
- イ 入札場所 3(1)アに同じ
- (3) 入札書の提出方法  
持参または郵送とします。  
郵送による場合の入札書の宛先は3(1)アとし、送付期限は平成29年7月24日(月)午後5時必着とします。なお、郵送による入札を行う場合は、「入札書在中」と明記した封筒に入れて、必ず書留郵便により送付してください。また、郵送した日に上記3(1)アの場所に必ず電話をしてください。
- (4) 入札保証金  
免除
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行なうことがあります。
- (6) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約の手続き等  
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金は次のとおりとします。  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場合及び「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」で閲覧することができます。
- 10 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口3(1)アに同じ
- (4) 4の一般競争入札参加資格確認申請書及び6(3)の質問書の様式は、川崎市ホームページの「事業者就労支援情報」→「入札・契約」→「その他の入札情報」に掲載の本件の入札情報からダウンロードできます。(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/74-13-0-0-0-0-0-0-0.html>)
- (5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。
- 11 Summary
- (1) Scope:  
The scope is printing, sealing and sending documents required by Kawasaki City Welfare Synthesis Information System Unit Planning Section
- (2) Location and deadline for tendering :  
a) By bringing  
i. Location :  
8rd Floor, Kawasakiekimae Tower Riverk Building,  
12-1, ekimae-hon-cho, Kawasaki-

ku, Kawasaki, Kanagawa 210-0007. Japan

ii. Deadline: 11:00 AM, 25 July 2017

b) By mailing

i. Location:

Welfare Synthesis Information System Unit  
Planning Section  
General Administration Department Health  
and Welfare Bureau  
8rd Floor, Kawasakiekimae Tower Riverk  
Building,  
12-1, ekimae-hon-cho, Kawasaki-  
ku, Kawasaki, Kanagawa 210-0007. Japan

ii. Deadline: 5:00 PM, 24 July 2017

c) The language and currency used in the  
contract procedures must be  
Japanese and Japanese Yen (JPY)

(3) As for more information concerning the  
consignment, Please contact following:

Welfare Synthesis Information System Unit  
Planning Section  
General Administration Department Health and  
Welfare Bureau  
8rd Floor, Kawasakiekimae Tower Riverk  
Building,  
12-1, ekimae-hon-cho, Kawasaki-  
ku, Kawasaki, Kanagawa 210-0007. Japan  
TEL: 044-200-3916  
E-mail: 40kikaku@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第247号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり  
公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入(製造)物品及び数量

- ア 高規格救急自動車 4台
- イ 消防ポンプ自動車 1台

(2) 購入(製造)物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

消防局の指定する場所(川崎市内)

(4) 納入期限

- ア 平成30年1月31日
- イ 平成30年3月13日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は  
本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を  
行ってください。ただし、提出期限までに本市の電

子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙  
入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて  
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期  
間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等  
有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、  
A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加  
業種に登載のない者も含む。)は財政局資産管理部  
契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29  
年6月26日までに行ってください。

- (4) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品  
についての類似の契約実績があること。なお、契約  
実績については、1契約につき1,000,000円以上と  
します。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契  
約実績でも構いません。

- (5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修  
理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、  
速やかに提供できること。
- (6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の  
求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられる  
こと。
- (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書  
の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課  
担当 吉田  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093

イ 閲覧期間 平成29年6月12日~平成29年6月26日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を  
除く。)

午前8時30分~正午、  
午後1時~午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

- ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわ  
さき」(アドレス [http://keiyaku.  
city.kawasaki.jp](http://keiyaku.city.kawasaki.jp))の「入札情報」

## の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 平成29年6月12日～平成29年6月26日  
午前8時～午後8時

## 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 平成29年6月12日～平成29年6月26日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

## (2) 配布・提出期間

上記3(1)イに同じ。

## (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書

(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)

エ アフターサービス・メンテナンス申告書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入することができる者と認められた者に限り、入札に参加することができます。

## 5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

## 6 発注課担当者

消防局総務部施設装備課 担当 落合

電話 044-223-2553

## 7 仕様書に関する質問・回答

## (1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間

平成29年6月12日～平成29年6月27日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

## イ 質問書の持参による質問

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を提出してください。質問書の配布についても、上記3(1)の場所で行います。

配布・提出期間

平成29年6月12日～平成29年6月27日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書(一般競争入札用)」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

## (2) 回答

ア 回答日 平成29年7月14日 17時まで

## イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」)にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「見積用設計図書・積算内訳書取得マニュアル」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

## 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物

品」の委任先メールアドレスに平成29年7月14日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成29年7月14日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

#### 9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

##### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成29年7月28日  
午前10時00分

##### イ 持参による入札の場合

- (ア) 入札書の提出日時  
平成29年7月28日 午前11時00分
- (イ) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室  
川崎市川崎区砂子1-7-4  
砂子平沼ビル7階

##### ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

- (ア) 入札書の提出期限 平成29年7月27日必着
- (イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかつた者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかつた者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、

入札書と同時に納付することができます。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 11 契約の手続等

次により契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかつた者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかつた者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

#### 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

#### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

- ① High-standard ambulance car  
4units
- ② Fire pump car  
1unit

(2) Time-limit for tender : 11:00 AM, 28 July 2017

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Asset Maintenance Department  
Finance Bureau  
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
TEL : 044-200-2093

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4  
第3庁舎9階  
総務企画局情報管理部システム管理課 根本・伊藤  
電話 044-200-2057 (直通)  
F A X 044-200-3752

### 川崎市公告(調達)第248号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 SEP・WSUSサーバ機器等に係る賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎
- (3) 履行期間 平成29年11月1日～  
平成34年10月31日
- (4) 調達物品の概要 入札説明書によります。

#### 2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に記載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に記載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年6月21日(水)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

#### (2) 配布・提出期間

平成29年6月12日(月)から平成29年6月21日(水)までとします。

(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所 3(1)に同じ
- (2) 日時 平成29年6月28日(水)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (3) その他

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年6月12日(月)から平成29年6月21日(水)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

#### 5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

- (1) 日時 平成29年6月28日(水)  
午前8時30分から正午まで及び  
午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所 川崎市役所 第3庁舎9階  
総務企画局情報管理部システム管理課

#### 6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成29年6月28日(水)から平成29年7月5日(水)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます(FAX・電子メールにてお願いします。)。また、FAX・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については平成29年7月14日(金)、全

社にFAXまたは電子メールにて送付します。

7 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品が仕様書に合致することを示すため、納入予定の物品の商品説明書(カタログ等)を平成29年7月19日(水)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

リース総額(税抜)を入札金額として行います。契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 平成29年7月25日(火)午後2時
- イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室1

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

- ア 期限 平成29年7月24日(月)必着
- イ 宛先 3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of Server machinery for SEP and WSUS.

(2) Time-limit for tender :

2:00 P.M. July 25, 2017

(3) Time-limit for tender by mail :

July 24, 2017

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE  
 System Management Section  
 Information Management Department  
 General Affairs and Planning Bureau  
 5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
 Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
 Tel : 1 044-200-2057

川崎市公告(調達)第249号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 上下水道局ネットワーク統合機器等の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 北部下水道管理事務所 ほか
- (3) 履行期間 平成29年9月1日から平成34年8月31日まで
- (4) 調達物品の概要 スイッチングハブ等  
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に記載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を確実に速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先
- この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577  
川崎市川崎区東田町5-4 第3庁舎9階  
総務企画局情報管理部システム管理課  
伊藤・松井  
電話 044-200-2057 (直通)  
FAX 044-200-3752
- (2) 配布・提出期間  
平成29年6月12日(月)から平成29年6月20日(火)までとします。  
(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時  
平成29年6月23日(金)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 場所  
3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付  
一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。  
また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年6月12日(月)から平成29年6月20日(火)まで縦覧に供します(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。
- ア 入札説明書配布日時  
平成29年6月23日(金)  
午前8時30分から正午まで及び午後1時から

- 午後5時15分まで
- イ 場所  
3(1)に同じ
- 5 仕様に関する問い合わせ先  
(1) 3(1)に同じ  
(2) 仕様に関する質問は、平成29年6月23日(金)から平成29年6月28日(水)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます(FAX又は持参にてお願いします。)。また、FAXで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。  
なお、回答については平成29年7月5日(水)、全社にFAXまたは電子メールにて送付します。
- 6 カタログの提出について  
この入札の参加者は、納入する物品が仕様書に合致することを示すため、納入予定の物品の商品説明書(カタログ等)を平成29年7月10日(月)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間においては、これに応じなければなりません。
- 7 競争参加資格の喪失  
競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。
- 8 入札の手續等  
(1) 入札方法  
リース総額(税抜)を入札金額として行います。  
(2) 入札・開札の日時及び場所  
ア 日時 平成29年7月12日(水)午後2時  
イ 場所 川崎市役所 第3庁舎9階 開発室1  
(3) 入札保証金  
免除とします。  
(4) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。  
(5) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。
- 9 契約の手續き等  
(1) 契約保証金は、次のとおりとします。  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納

入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告(調達)第250号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名(賃貸借物品)

平成29年度普通乗用自動車Cの賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市役所公用車庫

(3) 賃貸借期間及び台数

ア 平成29年10月2日から平成36年10月1日まで  
1台

イ 平成29年12月1日から平成36年11月30日まで  
1台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「車両」に記載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

(4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町3-3

川崎市役所第4庁舎1階

総務企画局総務部庁舎管理課 工藤担当

電話 044-200-2104

(2) 配布・提出期間

平成29年6月12日(月)から平成29年6月19日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似業務の履行実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書のメールアドレスに、平成29年6月21日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、平成29年6月21日(水)の午前9時から正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。

5 仕様書の交付

上記4により無償で仕様書を交付します。また、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の期間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成29年6月21日(水)午前9時から平成29年6月27日(火)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要な事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 17tyosya@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-2692

(4) 回答方法

質問があった場合、平成29年6月28日(水)まで

に参加全社宛て、文書（FAXまたは電子メール）にて回答します。

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料に賃貸借期間（84か月）及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

###### ア 日時

平成29年7月10日（月） 午前10時

###### イ 場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎11階会議室

##### (3) 入札書の提出

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号の規定により免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

#### 10 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約

を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

#### 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 支払いについては、毎月払いとします。

(4) 詳細は、仕様書によります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

#### 川崎市公告（調達）第251号

##### 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福田 紀彦

##### 1 調達の名称

機器更新に伴う戸籍総合システム改修等委託

##### 2 履行期間

平成29年4月3日から平成29年9月30日まで

##### 3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

川崎市川崎区宮本町1番地

##### 4 契約の相手方を決定した日

平成29年4月3日

##### 5 契約の相手方の氏名及び住所

富士通 株式会社 川崎支店

支店長 佐々木 智瑞

神奈川県川崎市川崎区東田町8番地

##### 6 契約金額

55,080,000円

##### 7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

##### 8 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

#### 川崎市公告（調達）第252号

##### 落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称  
川崎市戸籍総合システムパッケージ  
保守・運用支援委託
- 2 履行期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 4 契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 株式会社 川崎支店  
支店長 佐々木 智瑞  
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地
- 6 契約金額  
36,757,152円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 8 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

川崎市公告(調達)第253号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年6月12日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 調達の名称  
区役所事務サービスシステム機器及び戸籍総合システム機器の賃貸借及び保守に関する契約
- 2 履行期間  
平成29年10月1日から平成34年9月30日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地  
市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
川崎市川崎区駅前本町11番地2 他
- 4 契約の相手方を決定した日  
平成29年4月10日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 J E C C  
営業本部長 村上 春生  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 6 契約金額  
810,180,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 8 特例政令第6条の公告又は特例政令第7条第1項の公示を行った日  
平成29年2月27日

税 公 告

川崎市税公告第86号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第87号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第88号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第89号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年

川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第90号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第91号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第92号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第93号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月23日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第94号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月25日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第95号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第96号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月30日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

#### 川崎市税公告第97号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎

市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第98号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第99号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第100号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第2期分	平成29年6月10日	計2件

平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第3期分	平成29年6月10日	計3件
平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	平成29年6月10日	計13件
平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	1月随時分	平成29年6月10日	計1件
平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	2月随時分	平成29年6月10日	計18件
平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	3月随時分	平成29年6月10日	計2件
平成28年度 (平成27年度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	2月随時分	平成29年6月10日	計1件
平成28年度	固定資産税 (償却資産)	第4期分	平成29年6月10日	計1件

**川崎市税公告第101号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

**上 下 水 道 局 告 示**

**川崎市上下水道局告示第20号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年 5月24日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

1 指定有効期間

平成29年6月1日から

平成34年4月30日まで

2 指定工事店

指定番号 1022

商号又は名称 株式会社丸井電設  
 営業所所在地 川崎市高津区子母口987番地  
 代表者氏名 品田 大和  
 指定番号 1023  
 商号又は名称 三共住販株式会社  
 営業所所在地 横浜市港南区港南台一丁目10番2号  
 川之上ビル壺番館2階  
 代表者氏名 村岸 市郎  
 指定番号 1024  
 商号又は名称 株式会社佐久間建設  
 営業所所在地 神奈川県厚木市下依知959番地2  
 代表者氏名 佐久間 広大  
 指定番号 1025  
 商号又は名称 有限会社土屋興業  
 営業所所在地 川崎市川崎区小田栄一丁目12番15号  
 代表者氏名 土屋 路子  
 指定番号 1026  
 商号又は名称 洋設備設計事務所  
 営業所所在地 川崎市宮前区潮見台14番11-1号  
 代表者氏名 高田 洋士

#### 川崎市上下水道局告示第21号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年5月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第1548号  
 氏名又は名称 株式会社佐久間建設  
 住 所 神奈川県厚木市下依知959番地2  
 代表者氏名 佐久間 広大  
 指定年月日 平成29年5月26日
- 2 指定番号 第1549号  
 氏名又は名称 洋設備設計事務所  
 住 所 川崎市宮前区潮見台14番11-1号  
 代表者氏名 高田 洋士  
 指定年月日 平成29年5月26日
- 3 指定番号 第1550号  
 氏名又は名称 株式会社リフォームジュウベイ  
 住 所 東京都町田市市中町2-16-23  
 代表者氏名 右田 貴哉  
 指定年月日 平成29年5月26日
- 4 指定番号 第1551号  
 氏名又は名称 株式会社住まいる設備

- 住 所 東京都練馬区北町五丁目10番21号  
 代表者氏名 内田 勇  
 指定年月日 平成29年5月26日
- 5 指定番号 第1552号  
 氏名又は名称 株式会社三友  
 住 所 川崎市多摩区中野島三丁目9番31号  
 代表者氏名 岩見 智春  
 指定年月日 平成29年5月26日
  - 6 指定番号 第1553号  
 氏名又は名称 有限会社藤沢工業  
 住 所 神奈川県伊勢原市東成瀬46番地の2-14-609  
 代表者氏名 藤澤 泰  
 指定年月日 平成29年5月26日
  - 7 指定番号 第1554号  
 氏名又は名称 株式会社大勝テック  
 住 所 東京都足立区西新井六丁目18番17号  
 代表者氏名 大谷 達裕  
 指定年月日 平成29年5月26日
  - 8 指定番号 第1555号  
 氏名又は名称 日本アールオーメンテナンスサービ  
 ス株式会社  
 住 所 横浜市中区日本大通60朝日生命横浜  
 ビル  
 代表者氏名 池田 比呂志  
 指定年月日 平成29年5月26日
  - 9 指定番号 第1556号  
 氏名又は名称 浅川建設工業株式会社  
 住 所 川崎市高津区久地二丁目12番6号  
 代表者氏名 浅川 達也  
 指定年月日 平成29年5月26日
  - 10 指定番号 第1557号  
 氏名又は名称 株式会社アシスト  
 住 所 横浜市神奈川区反町1-5-12-3G  
 代表者氏名 高橋 俊一  
 指定年月日 平成29年5月26日

#### 川崎市上下水道局告示第22号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
 の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成29年5月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

- 1 指定番号 第1228号  
 氏名又は名称 株式会社水道救急車

- 住 所 東京都杉並区浜田山四丁目10番5号  
 代表者氏名 (新) 飯島 暁  
 (旧) 榮 洋輔  
 変更年月日 代表者氏名 平成26年5月20日  
 2 指定番号 第828号  
 氏名又は名称 株式会社サニックス  
 住 所 福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号  
 代表者氏名 (新) 宗政 寛  
 (旧) 宗政 伸一  
 変更年月日 代表者氏名 平成29年1月10日  
 3 指定番号 第525号  
 氏名又は名称 あすか創建株式会社  
 住 所 東京都品川区東品川四丁目1番8号  
 代表者氏名 (新) 半澤 巖  
 (旧) 佐藤 卓雄

- 変更年月日 代表者氏名 平成29年4月1日  
 4 指定番号 第355号  
 氏名又は名称 京浜管鉄工業株式会社  
 住 所 東京都新宿区若葉一丁目12番5号  
 代表者氏名 (新) 平松 拓也  
 (旧) 平松 建史  
 変更年月日 代表者氏名 平成27年11月26日

## 上 下 水 道 局 公 告

### 川崎市上下水道局公告第38号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設改良に伴う地質調査業務委託
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履行期限	契約の日から平成29年10月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」に記載されている者。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年6月6日 午後2時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度 川崎区中大口径管きょ実施設計委託第2号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期限	契約の日から平成30年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に記載されている者。 (4) 平成24年4月1日以降に契約した次のすべての委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。	

参加資格	<p>ア 日本下水道協会が発行した次の a 又は b に基づく短辺内径800mm以上の矩形管きょについての更生工法（複合管）における基本設計又は詳細設計</p> <p>a 「管更生の手引き（案）」及び「管きょ更生工法における設計・施工管理の手引き（案）」</p> <p>b 「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン（案）」</p> <p>イ 下水道管きょの改築・更新に係る詳細設計（耐震実施設計（レベル1及び2）を含む。）</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記イ及びウは兼務できません。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門 上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者として、技術士（総合技術監理部門 上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門 下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者として、技術士（総合技術監理部門 上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門 下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成29年6月6日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

川崎市上下水道局公告第39号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月16日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度北部下水管内取付管布設第1号工事
	履行場所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履行期限	契約の日から平成30年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年6月12日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	梶ヶ谷5丁目100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：高津区梶ヶ谷5-7-1先 至：宮前区野川224-1先
	履行期限	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年6月12日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市上下水道局公告第40号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎水処理センター実施設計委託その25
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 限	契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。 (4) 平成14年4月1日以降において、下水道施設における処理水再利用設備(処理能力720m <sup>3</sup> /日以上)の新設、増設または更新に伴う実施設計業務の元請履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。 ア 技術士(総合技術監理部門)の資格を有する者 イ 業務責任者(総合技術監理部門技術士(下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格を有する者)及び照査技術者 なお、アの技術士との兼務は可ですが、業務責任者と照査技術者を兼務することはできません。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年6月13日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市上下水道局公告第41号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	宮崎200mm-50mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自:宮前区宮崎694先 至:宮前区宮崎3-6-8先 ほか3件
	履 行 期 限	契約の日から180日間
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」に登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」に登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年6月19日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	下平間150mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：幸区下平間105先 至：幸区下平間175先 ほか4件
	履 行 期 限	契約の日から225日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年6月19日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「宿河原1丁目150mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「宿河原1丁目150mm-75mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「宿河原1丁目150mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス<a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a></p>

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	宿河原1丁目150mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：多摩区宿河原1-3-7先 至：多摩区宿河原1-11-15先 ほか4件
	履 行 期 限	契約の日から220日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年6月19日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本案件又は「下平間150mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「下平間150mm-75mm配水管布設替工事」、本案件の順に行います。 (3) 「下平間150mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

### 川崎市上下水道局公告第42号

川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱(平成19年12月7日19川水総契第650号。以下「要綱」という。)第2条第2号に基づく公募型プロポーザル方式により、川崎市下水道アセットマネジメント情報システム構築業務委託の受託適格者を特定することについて、次のとおり公告します。

平成29年5月26日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

#### 1 公募型プロポーザル方式に付する事項

##### (1) 委託件名

川崎市下水道アセットマネジメント情報システム構築業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

##### (3) 履行期限

契約の日から平成33年3月31日まで

##### (4) 業務概要

本業務は、アセットマネジメントシステムを効率よく効果的に運用するための支援ツールである川崎市下水道アセットマネジメント情報システムの構築及び保守・運用を行うものです。

本システムは、「施設・設備管理システム」、「管路管理システム」及び「事業管理システム」から構成され、うち「施設・設備管理システム」及び「事業管理システム」が本業務の対象範囲です。

#### 2 参加資格に関する事項

本プロポーザル方式に参加を希望する者は、単体企

業であり、次の条件を全て満たさなければなりません。条件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(1) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(昭和63年9月1日63川財工第166号)による指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「電算関連業務」、種目「システム・ソフト開発」に登載されていること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステムの認証、又はプライバシーマークの付与認定を取得していること。

(5) 下水道事業又は水道事業のいずれかで、アセットマネジメントに係る情報システム※又はストックマネジメントに係る情報システムを元請けで構築した実績を有すること。

※「アセットマネジメントに係る情報システム」とは、施設・設備に係る台帳等の情報システム(ストックマネジメント)だけでなく、施設情報と関連付けられた財政計画等の資金マネジメントに係る情報システムを包含し構築したものである。

(6) 配置予定管理技術者は、技術提案書提出時の手持ち業務※の契約金額が4億円未満、かつ、手持ち業務の件数が10件未満であること。

※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。

## 3 実施説明書の配布及び参加意向申出書等の提出

本プロポーザルにおいて技術提案書を提出しようとする者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（要綱第3号様式。以下「参加意向申出書」という。）並びに2(4)、(5)及び(6)を証明する書類（以下「参加意向申出に関する書類」という。）を提出しなければなりません。また、提出された書類に関し、説明及び資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

## (1) 配布及び提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第2庁舎4階  
川崎市上下水道局下水道部下水道計画課  
電話 044-200-3209

## (2) 配布期間

平成29年5月26日から平成29年6月8日まで  
（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

## (3) 配布方法

3(1)の場所にて配布します。

## (4) 配布する書類

- ア 川崎市下水道アセットマネジメント情報システム構築業務委託公募型プロポーザル実施説明書（以下「実施説明書」という。別添資料を含む。）  
イ 川崎市下水道アセットマネジメント情報システム構築業務委託の公募型プロポーザルに係る様式集

## (5) 提出期間

平成29年5月26日から平成29年6月26日まで  
（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

## (6) 提出方法

3(1)の場所に持参により提出してください。  
（郵送不可）

## (7) 提出すべき資料

- ア 参加意向申出書  
イ 参加意向申出に関する書類

## 4 実施説明書に関する質問及び回答

実施説明書に関する質問がある場合は、実施説明書の別紙1「業務委託に関する質問について（照会）」により提出してください。

なお、評価基準に関する質問は受け付けません。

## (1) 提出場所

3(1)に同じ

## (2) 提出期間

平成29年5月26日から平成29年6月13日まで  
（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時までを除く。）

## (3) 提出方法

3(1)の場所に持参により提出してください。  
（郵送不可）

## (4) 回答

実施説明書等を配布した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧表にして、次により別紙2「業務委託に関する質問について（回答）」（以下「回答書」という。）で回答します。

## (5) 回答日

平成29年6月20日

## (6) 回答方法

回答書は、電子メールで送付します。

## 5 参加資格確認結果通知書等の交付

参加意向申出書を提出した者には、次により参加資格確認結果通知書（要綱第4号様式）を交付します。また、参加資格が「有」と認められた者（以下「参加資格者」という。）には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（要綱第2号様式。以下「要請書」という。）を交付します。

## (1) 交付場所

3(1)に同じ

## (2) 交付日時

平成29年7月3日（交付時間については、時間を指定させていただきます。）

## (3) 交付方法

3(1)の場所にて交付します。

## 6 非参加資格者の理由の説明請求及び回答

非参加資格者と通知された者が、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とします。）で説明を求めることができます。

## (1) 請求場所

3(1)に同じ

## (2) 請求期間

平成29年7月3日から平成29年7月6日まで  
午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

## (3) 請求方法

3(1)の場所に持参により提出してください。  
（郵送不可）

## (4) 説明請求に対する回答場所

3(1)に同じ

## (5) 回答日時

平成29年7月13日（受渡時間については、説明請求書提出の際、時間を指定させていただきます。）

## (6) 回答方法

3(1)の場所にて回答します。

## 7 参加資格の喪失

参加資格者が、契約を締結するまでの間において次のいずれかに該当するときは、参加資格を失うものとし、参加資格を失う者（以下「参加資格喪失者」という。）が既に提出した技術提案書は無効とします。また、参加資格喪失者に対しては、参加資格を失う旨及びその理由を「参加資格喪失通知書（要綱第7号様式）」により通知します。

- (1) 2の資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 評価委員会の委員となった者の援助を受けて技術提案書又はその関係書類を作成したとき。
- (4) 見積価格が予定価格の制限の範囲を超えているとき。

## 8 参加資格喪失者の説明の請求及び回答

参加資格喪失者は、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とします。）で説明を求めることができます。

- (1) 請求場所  
3(1)に同じ
- (2) 請求期間  
参加資格喪失の通知日から起算して1週間以内（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 請求方法  
3(1)の場所に持参により提出してください。（郵送不可）
- (4) 説明請求に対する回答場所  
3(1)に同じ
- (5) 回答日時  
請求日から起算して1週間以内（受渡時間については、説明請求書提出の際、時間を指定させていただきます。）
- (6) 回答方法  
3(1)の場所にて回答します。

## 9 技術提案書作成に関する質問及び回答

技術提案書作成に関する質問がある場合は、実施説明書の別紙1「業務委託に関する質問について（照会）」を次により提出してください。

なお、評価基準に関する質問は受け付けません。

- (1) 提出場所  
3(1)に同じ
- (2) 提出期間  
平成29年7月3日から平成29年7月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までを除く。）

## (3) 提出方法

3(1)の場所に持参により提出してください。  
（郵送不可）

## (4) 回答

要請書を交付した全ての者に対し、全ての質問及び回答を一覧表にして、次により回答書で回答します。

## (5) 回答日

平成29年7月14日

## (6) 回答方法

回答書は、電子メールで送付します。

## 10 技術提案書等の提出

参加資格者は、実施説明書に基づき、技術提案書等を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所  
3(1)に同じ
- (2) 提出期間  
平成29年7月3日から平成29年7月27日まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）  
午前9時から午後4時まで  
（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出方法  
3(1)の場所に持参により提出してください。  
（郵送不可）
- (4) 提出資料
 

ア 技術提案書	23部
イ 技術提案書（参考書類）	2部
ウ 入札（見積）書	1部
エ 入札（見積）書内訳書	1部
オ 上記アからエの電子データ	1部

## 11 評価方法

- (1) 技術提案書及びヒアリングの評価
  - ア 提出された技術提案書及びヒアリングについて、技術評価基準に基づき厳正かつ公平に評価します。
  - イ 評価の経緯は非公開とします。
  - ウ 技術提案書の評価とヒアリングによる技術提案書の内容確認を併せて技術評価点を算出します。ヒアリング自体を評価するものではありません。
- (2) 評価点の算出  
技術評価基準に基づき、各評価項目の点数の合計をもって評価点とします。評価点は、評価委員19名のうち委員長及び副委員長を除く17名の評価委員1人当たり100点満点で評価するものとし、総合計1,700点満点として算出します。

## 12 受託適格者の特定

- (1) 11により算出した評価点の最も高い者を受託適格者とします。

なお、最高得点者が複数いるときは、当該者によるくじ引きにより、受託適格者を特定します。

(2) 受託適格者となるべき者の見積価格では、契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で見積価格を算出した他の者のうち、評価値の最も高い者を受託適格者とする場合があります。

(3) 7に示す参加資格喪失者を除き、技術提案書を提出した者全てに対し、評価の結果について「結果通知書(要綱第8号様式)」を交付します。

なお、結果通知書の郵送はしません。

ア 交付場所

3(1)と同じ

イ 交付日時

平成29年8月24日(交付時間については、時間を指定させていただきます。)

ウ 交付方法

3(1)の場所にて交付します。

13 受託適格者として特定された者以外の者の説明請求及び回答

受託適格者として特定された者以外の者が、特定されなかった理由について疑義が生じた場合は、次により書面(書式は任意とします。)で説明を求めることができます。

(1) 請求場所

3(1)と同じ

(2) 請求期間

平成29年8月24日～平成29年8月30日

(土曜日及び日曜日除く。)

午前9時から午後4時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(3) 請求方法

3(1)の場所に持参により提出してください。

(郵送不可)

(4) 説明請求に対する回答場所

3(1)と同じ

(5) 回答日時

平成29年9月6日(受渡時間については、説明請求書提出の際、時間を指定させていただきます。)

(6) 回答方法

3(1)の場所にて回答します。

14 その他

(1) 本プロポーザルは、参加資格者が1社となった場合は、公平性・透明性の確保を確認の上、上下水道事業管理者が認める場合は、本手続きを続行できるものとします。

(2) 本プロポーザルに関する全ての提出書類は、局の指定する様式に基づいていれば独自に作成してもかまいません。

(3) 参加意向申出に関する書類又は提案に関する書類が未提出の場合及び不完全な場合は、本プロポーザルに参加することはできません。

(4) 参加意向申出に関する書類又は提案に関する書類の提出締切後の差替え、変更、再提出及び追加は認めません。

(5) 提出された参加意向申出に関する書類及び提案に関する書類は返却しません。

(6) 提出された提案に関する書類は、本プロポーザルの選定以外の目的では無断で使用しません。

(7) 実施説明書別紙5「仕様書」は、局の了解なく公表又は使用することはできません。

(8) 参加資格者は、受託適格者特定前日まで、書面による申出により随時、本プロポーザルの参加を辞退することができます。

(9) 本プロポーザルに参加することに伴い必要となる費用は、全て参加事業者の負担とします。

(10) 委託内容は、実施説明書別紙5「仕様書」とおりとなりますが、この仕様書に疑義が生じた場合は、川崎市上下水道局契約規程第35条の規定により、受託者は上下水道事業管理者の解釈に従うものとします。

(11) 見積価格は、技術提案書の内容を実現するために必要な費用を含めて算出してください。また、見積価格は、本委託契約締結時における予定価格を算出するための参考資料とします。

(12) 本実施説明書に定めのないものについては、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、要綱、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(13) 予定価格(上限)は、293,000千円(税抜)とします。

15 Summary

(1) Nature of the services required:

Information system construction for sewerage asset management of  
Kawasaki City

(2) Deadline for application:

4:00 P.M. June, 26, 2017

(3) Deadline for submission:

4:00 P.M. July, 27, 2017

(4) Contact point for the notice :

Sewerage Planning Section  
Sewerage Administration Department  
Waterworks and Sewerage Bureau  
City of Kawasaki

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku,  
Kawasaki-City, Kanagawa 210-8577  
Tel 044-200-3209

## 川崎市上下水道局公告第43号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度麻生水処理センターほか造園整備業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されている者。</p> <p>(6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	
契約条項を 示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成29年6月20日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市上下水道局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度入江崎総合スラッジセンター焼却設備定期整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (8) 平成14年4月1日以降に、下水道施設における流動焼却炉を含む汚泥焼却設備の製作・据付工事又は整備工事の元請として完工実績を有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年6月26日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 交 通 局 公 告

### 川崎市交通局公告第50号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月16日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 平野 誠

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

上平間営業所事務所棟改築工事に伴う家屋事前調査委託

##### (2) 履行場所

川崎市中原区上平間1140番地

##### (3) 履行期間

契約締結日から平成29年7月31日まで

##### (4) 業務概要

上平間営業所事務所棟改築工事に伴う周辺家屋の家屋事前調査を行う。

外部・内部調査4戸、外部のみ調査1戸

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「補償コンサルタント」、地域区分「市内」

で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に定める建築士の資格を有する者又はこれと同等の能力及び経験を有する者を従事させること。

#### 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

##### (1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

##### (2) 提出期間

平成29年5月16日から平成29年5月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

##### (3) 提出方法

持参

#### 4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

#### 5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年5月29日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

まちづくり局 施設整備部 公共建築担当 飯島  
電話 044-200-2959

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年6月5日 午前11時00分  
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第51号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月19日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

塩浜営業所基本計画策定支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜2-2-1

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月14日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「建設コンサルタント」、種目「鉄道部門」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 森

電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年5月19日から平成29年5月26日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年6月2日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 施設担当 石渡

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年6月9日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

適用

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第52号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上平間営業所事務所棟改築工事

(2) 履行期間

契約の日から平成30年5月31日まで

(3) 履行場所

川崎市中原区上平間1140番地

(4) 工事概要

ア 敷地概要

敷地面積 6,366.70㎡

イ 建物概要

(ア) 主用途 市営バス事務所

(イ) 構造 鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数 地上3階 塔屋1階

(エ) 建物面積 327.50㎡

(オ) 延べ面積 955.72㎡

ウ 外構その他

構内舗装、植栽、雨水排水設備ほか

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録さ

れていること。

- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

### 3 入札参加申込書等の提出方法・期間

- (1) 入札参加申込に必要な書類
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
  - ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
  - エ 営業所における専任技術者証明書(交通局所定の様式)(市内業者の場合に限る。)
    - ※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。
    - ※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。
- (2) 配布・提出及び問い合わせ先  
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階  
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係  
電話 044-200-2100
- (3) 提出期間  
平成29年5月24日から平成29年6月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
- (4) 提出方法  
持参

### 4 設計図書類の購入

平成29年5月24日から平成29年6月2日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

### 5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

### 6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

### 7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

### 8 入札の手続等

次により入札を執行します。

#### (1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

#### ア 期限

平成29年6月28日 必着

#### イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課

- (2) 開札の日時  
平成29年6月30日 14時30分

- (3) 開札の場所  
砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

- ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。  
イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。  
ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

（設計図書の電子化実施対象案件を除く）

- (4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部公共建築担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-3013）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

- (1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）

（交通局所定の様式）

- (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証

（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

- (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

- (4) 下請契約に関する誓約書（第3号様式）

(交通局所定の様式)

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 必須

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。

(6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。

(7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

川崎市交通局公告第53号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
上平間営業所改築衛生その他設備工事
- (2) 履行期間  
契約の日から平成30年5月31日まで
- (3) 履行場所  
川崎市中原区上平間1140番地
- (4) 工事概要  
上平間営業所事務所棟改築工事に伴う下記工事を行う。

ア 衛生器具設備工事	イ 給水設備工事
ウ 排水設備工事	エ 給湯設備工事
オ 都市ガス設備工事	カ 厨房機器設備工事
キ 冷暖房設備工事	ク 換気設備工事

＜建物概要＞  
鉄筋コンクリート造 地上3階建て  
(延床面積 951.6㎡)

- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に

地域区分「市内」で登録されている者。

- (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (9) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  
ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」((第3号様式)交通局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
- (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。

### 3 入札参加申込書等の提出方法・期間

#### (1) 入札参加申込に必要な書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
- ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- エ 営業所における専任技術者証明書(交通局所定の様式)(市内業者の場合に限る。)
- オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者指定通知書及び川崎市排水設備指定工事店証の写し  
※一般競争入札参加資格確認申請書は、市ホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。  
※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

#### (2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地  
明治安田生命ビル13階

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

電話 044-200-2100

#### (3) 提出期間

平成29年5月24日から平成29年6月2日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

#### (4) 提出方法

持参

### 4 設計図書類の購入

平成29年5月24日から平成29年6月2日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

### 5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

### 6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

### 7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

### 8 入札の手続等

次により入札を執行します。

#### (1) 入札書の提出方法

郵便(簡易書留又は一般書留)により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について(お知らせ)」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載さ

れている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

ア 期限

平成29年7月3日 必着

イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課

(2) 開札の日時

平成29年7月5日 14時30分

(3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

(2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

(3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

(設計図書の電子化実施対象案件を除く)

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部機械設備担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-2986）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎

市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

10 落札候補者が提出する書類

(1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）（交通局所定の様式）

(2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

(3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

エ その他雇用関係が確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な

理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

- (4) 下請契約に関する誓約書（第3号様式）（交通局所定の様式）

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

#### 11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要

- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券（振替債を除く。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

#### 12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

#### 13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。

- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。

- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限ります。

- (6) 関連する「上平間営業所事務所棟改築工事」が入札不調となった場合は、本工事の入札を中止します。

- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

**【抜粋】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（下請等の禁止）**

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

#### 川崎市交通局公告第54号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年5月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 平野 誠

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名

上平間営業所事務所棟改築電気その他設備工事

- (2) 履行期間

契約の日から平成30年5月31日まで

- (3) 履行場所

川崎市中原区上平間1140番地

- (4) 工事概要

上平間営業所事務所棟改築電気その他設備工事を行う。

#### 【建物概要】

鉄筋コンクリート造 3階建

(地上3階 塔屋1階)

延面積 955.47㎡

#### 【工事内容】

電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信設備、構内交換設備（交換機

別途)、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、無線設備(無線機別途)、火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路、既存建物・設備(整備場、給油所、洗車機)への仮設電源供給

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
- (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。
- (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
- (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
- (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
- (9) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(第3号様式)(交通局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。

## 3 入札参加申込書等の提出方法・期間

- (1) 入札参加申込に必要な書類
  - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 本工事に係る建設業の許可を受けていることを確認できる書類
  - ウ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
  - エ 営業所における専任技術者証明書(交通局所定の様式)(市内業者の場合に限る。)

※一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「川崎市交通局入札情報」の「交

通局工事入札公表」の「案件固有書類へのリンク」(以下「案件固有書類へのリンク」)からダウンロードもできます。

※専任技術者証明書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

## (2) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

明治安田生命ビル13階

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

電話 044-200-2100

## (3) 提出期間

平成29年5月31日から平成29年6月9日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

## (4) 提出方法

持参

## 4 設計図書類の購入

平成29年5月31日から平成29年6月9日までの間に、「川崎市交通局入札情報」の「交通局工事入札公表」に記載されている「仕様書等配布場所」にて指定された業者に設計図書類の購入申込みをFAXで行い、店頭受取り又は宅配で代金等と引き換えに引渡しを受けてください。

設計図書の購入に関する書類は「案件固有書類へのリンク」に掲げるとおりです。

## 5 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号いずれかの資格を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 6 一般競争入札参加資格確認の通知

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に送付します。

当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知するもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は無効とします。

## 7 仕様書等の積算に関する質問・回答

所定の質問書を提出することにより、仕様書等の積算に関する質問ができます。

※電子入札システムによる質問回答機能は利用できません。

詳細については、仕様書等に添付されている質問書を御覧ください。

## 8 入札の手続等

次により入札を執行します。

### (1) 入札書の提出方法

郵便（簡易書留又は一般書留）により提出してください。詳細については「案件固有書類へのリンク」内「郵便入札の実施について（お知らせ）」を御覧ください。また、入札額に相当する積算額が記載されている積算内訳書を同封してください。

なお、積算内訳書の書式は、確認通知を送付する際に添付いたします。

#### ア 期限

平成29年7月6日 必着

#### イ 宛先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市財政局資産管理部契約課

### (2) 開札の日時

平成29年7月10日 14時30分

### (3) 開札の場所

砂子平沼ビル7階入札室

## 9 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」を御覧ください。

### (2) 配置予定技術者届等の提出

落札候補者は配置予定技術者届等の提出が必要となります。積算疑義申立てに関する手続き期間の終了後に財政局資産管理部契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者におかれては、財政局資産管理部契約課（建築契約係 044-200-2100）に下記10の書類を遅くとも翌日正午までに提出してください。

### (3) 入札の無効

ア 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

イ 添付又は提出した積算内訳書に不備等のある場合はこれを無効とします。

ウ 設計書等の購入が確認できない者の入札はこれを無効とします。

（設計図書の電子化実施対象案件を除く）

(4) 本工事の設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立て先は、工事担当課（まちづくり局施設整備部電気設備担当（川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル9階）電話044-200-2981）です。

※積算疑義申立て制度の詳細については、「川崎市交通局入札情報」の「契約関係規程等」の「川崎市交通局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

## 10 落札候補者が提出する書類

### (1) 配置予定技術者届（第1号様式その1）

（交通局所定の様式）

### (2) 配置予定技術者の資格を確認できる書類

#### ア 監理技術者の場合

配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証（両面）」及び「監理技術者講習修了証（両面）」の写し

※同証で雇用関係が確認できない場合、健康保険被保険者証等の雇用関係を確認できる書類を同時に提出してください。

#### イ 主任技術者の場合

配置予定主任技術者の1、2級の技術検定合格証明書等の写し、または建設業法第7条第2号イ、ロ、ハの条件を満たす主任技術者経歴証明書（第2号様式）（交通局所定の様式）

※配置予定技術者届及び主任技術者経歴証明書については、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

### (3) 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類

（健康保険被保険者証の写し）

健康保険被保険者証の写しを提出できない者は下記の書類の写し

ア 市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し

イ 年金事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し

ウ 公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し

#### エ その他雇用関係を確認できる書類

なお、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します。

直接的な雇用関係とは、配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)

※配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにもかかわらず、「正当な理由」なしに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止等要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分に御注意ください。

- (4) 下請契約に関する誓約書(第3号様式)(交通局所定の様式)

※下請契約に関する誓約書は、「案件固有書類へのリンク」からダウンロードした様式を使用してください。

※特定建設業の許可を有していて監理技術者を配置する場合は不要です。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局会計規程第11条に定める有価証券(振替債を除く。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

- (3) 前払金 有

この工事は中間前払金の適用工事です。詳しくは、「川崎市交通局公共工事の前払金に関する規程」及び「川崎市交通局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

12 受注者が締結する下請契約の相手方の制限

健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条、雇用保険法第7条の届出の義務を履行していない建設業者と1次下請契約を締結した場合は、契約違反となりますので御注意ください。

※平成29年4月1日から金額要件を撤廃し、対象を「下請契約を締結する全ての工事」に拡大しておりますので御注意ください。

13 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得は、財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 公告に関する問い合わせは、川崎市財政局資産管理部契約課になります。
- (5) 本件の公告後契約締結までの間に、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約手続とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入代金を市が負担します。ただし、中止の原因が本市の責めによるものに限りません。
- (6) 関連する「上平間営業所事務所棟改築工事」が入札不調となった場合は、本工事の入札を中止します。
- (7) 指名停止期間中の川崎市競争入札参加資格者との下請契約は認められておりませんので御注意ください。

【**抜粋**】川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(下請等の禁止)

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

**病 院 局 規 程**

川崎市病院局規程第8号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年5月31日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎病院の項中

薬剤師、 臨床検査技 師及び 診療放射線 技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8：30～17：00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分	1 日勤 なし	4週間を 通じ8日
		2 変則勤務 16：30～ 翌日の9：00	2 変則勤務 勤務時間の途中において 1時間	2 変則勤務 勤務時間中において 15分ずつ2回	

を

薬剤師及び 診療放射線 技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8：30～17：00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分	1 日勤 なし	4週間を 通じ8日
		2 変則勤務 16：30～ 翌日の9：00	2 変則勤務 勤務時間の途中において 1時間	2 変則勤務 勤務時間中において 15分ずつ2回	
臨床検査 技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8：30～17：00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分	1 日勤 なし	4週間を 通じ8日
		2 変則勤務 (1) 8：30～16：30 (2) 16：30～ 翌日の9：00	2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中におい て45分 (2) 勤務時間の途中におい て1時間	2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中において 15分ずつ2回	

に改め、同表井田病院の項中

薬剤師、 臨床検査技 師及び 診療放射線 技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8：30～17：00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分	1 日勤 なし	4週間を 通じ8日
		2 変則 勤務 (1) 8：00～16：30 (2) 16：30～ 翌日の9：00	2 変則 勤務 (1) 勤務時間の途中におい て45分 (2) 勤務時間の途中におい て1時間	2 変則 勤務 (1) なし (2) 勤務時間中において 15分ずつ2回	

を

薬剤師及び 診療放射線 技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8：30～17：00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分	1 日勤 なし	4週間を 通じ8日
		2 変則勤務 16：30～ 翌日の9：00	2 変則勤務 勤務時間の途中において 1時間	2 変則勤務 勤務時間中において 15分ずつ2回	
臨床検査 技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8：30～17：00	1 日勤 勤務時間の途中において 45分	1 日勤 なし	4週間を 通じ8日
		2 変則勤務 (1) 8：00～16：30 (2) 16：30～ 翌日の9：00	2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中におい て45分 (2) 勤務時間の途中におい て1時間	2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中において 15分ずつ2回	

に改める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第16号

次の物件について、選定による貸付けを実施します。

平成29年5月16日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 選定物件（一時貸付物件）

選定に付す一時貸付物件は、下記のとおりです。

物件番号	区分	設置場所	台数	設置スペース	特殊条件
①	1	屋内 4階 自動販売機コーナー	1台	W700×D750×H1900以内	牛乳等の乳飲料を含む
	2	屋内 2階 自動販売機コーナー	1台	W600×D600×H1900以内	牛乳等の乳飲料を含む
	3	屋内 かわさき総合ケアセンター B棟2階	1台	W700×D800×H1900以内	牛乳等の乳飲料を含む
②	1	屋内 7階 ラウンジ	1台	W1100×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	2	屋内 6階西病棟 (結核病棟)	1台	W1100×D600×H1900以内	
	3	屋内 4階 自動販売機コーナー	1台	W1000×D750×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	4	屋内 1階 救急センター前	1台	W800×D800×H1900以内	
	5	屋内 1階 救急センター前	1台	W1010×D800×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	6	屋外 かわさき総合ケアセンター A棟1階	1台	W880×D650×H1900以内	
③	1	屋内 5階 ラウンジ	1台	W1100×D600×H1900以内	ユニバーサルデザイン
	2	屋内 4階 自動販売機コーナー	1台	W1000×D750×H1900以内	
	3	屋内 2階 自動販売機コーナー	1台	W800×D600×H1900以内	
	4	屋内 1階 救急センター前	1台	W1170×D800×H1900以内	災害時救援対応
	5	屋内 地下1階 更衣室前	1台	W1000×D800×H1900以内	
	6	屋内 かわさき総合ケアセンター B棟2階	1台	W700×D800×H1900以内	

2 貸付期間

平成29年7月1日から平成34年6月30日まで  
(5年間)

3 選定参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、選定に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程(平成17年川崎市病院局規程第39号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 飲料等の自動販売機及び飲料容器等の回収容器等(以下「自動販売機等」という。)を設置して運営する事業(以下「自動販売機設置事業」という。)を行う能力等を有すること。
- (6) 平成27年度及び平成28年度において、医療法第1条の5に規定する病院に自動販売機を設置・運営した実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5

号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。

(9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

#### 4 契約上の主な条件等

##### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の規定に基づく建物の賃貸借契約です。

##### (2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途(以下「指定用途」という。)に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

##### (3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること(財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。)

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

オ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

##### (4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、「川崎市立井田病院における飲料自動販売機設置事業者 募集要項」(以下、「募集要項」という。)に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び患者様に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を設置し、回収は貸付人の指示により借受人が行い、適正に処分すること。

##### (5) 販売品

ア 販売品は、募集要項に定められたものとする(財産管理者が認めた場合を除く。)

なお、酒税法第2条(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

##### (6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎月1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績(売上数量、売上金額)を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、業務上必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

#### 5 募集要項等の配布

本件選定に参加を希望する者には、次により募集要項等を配布します。

また、希望があれば現地調査も可とします。

##### (1) 配布場所 川崎市中原区井田2-27-1

川崎市立井田病院事務局庶務課

電話 044-766-2188(代表)

##### (2) 配布期間 平成29年5月16日(火)から平成29年

5月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、9:00~

12:00、13:00~17:00とします。

##### (3) 現地調査の日時 現地調査を希望する者と調整した上で、上記の期間のうち川崎市立井田病院事務局庶務課が指定する日時とします。

#### 6 選定参加申込みに必要な書類

選定参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

##### (1) 申込者が法人の場合

ア 選定参加申込書

イ 提案書

※設置を希望する物件番号(①・②・③)ごとに、貸付料率を記載した提案書

注…提案書のみ必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入して下さい。

- ウ 自動販売機設置運営事業申告書  
※平成27年度及び平成28年度において、医療法第1条の5に規定する病院に自動販売機を設置・運営した実績を記載した申告書
- エ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- オ 代表者の印鑑証明書
- カ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」のみ納税額のない証明用）
- キ 川崎市税の納税証明書（川崎市内に本社又は事業所がある法人の場合）
  - A 川崎市法人市民税  
※申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）
  - B 固定資産税（償却資産を含む。）  
※平成26年度及び平成27年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）
- ク 川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のために必要な情報
- (2) 申込者が個人の場合
  - ア 選定参加申込書
  - イ 提案書（第2号様式）  
※設置を希望する物件番号（①・②・③）ごとに、貸付料率を記載した提案書  
注…提案書のみ必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入して下さい。
  - ウ 自動販売機設置運営事業申告書（第3号様式）  
※平成27年度及び平成28年度において、医療法第1条の5に規定する病院に自動販売機を設置・運営した実績を記載した申告書
  - エ 印鑑登録証明書
  - オ 国税の納税証明書（その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）
  - カ 川崎市税の納税証明書（川崎市民の方のみ）
    - A 川崎市市民税  
※平成26年度及び平成27年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）
    - B 固定資産税（償却資産を含む。）  
※平成26年度及び平成27年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること（未納がないこと。）
  - キ 身分証明書  
※破産者等でないことの証明書（本籍地の市区

- 町村長発行）を提出すること。
- ク 登記されていないことの証明書  
※成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。
- 問い合わせ先  
東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1360  
横浜地方法務局戸籍課 電話045-641-7461  
（代表）
- ケ 川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のために必要な情報
- 7 選定参加申込書及び提案書等の提出  
本件選定に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。
  - (1) 提出場所 上記5(1)に同じ
  - (2) 提出期間 上記5(2)に同じ
  - (3) 提出方法 持参又は郵送とします。
- 8 物件に関する問合せの方法について  
物件に関する問合せは、質問書により受け付けます。詳細は、募集要項をご覧ください。
- 9 選定の手続等  
次により選定を行います。
  - (1) 選定の方法  
選定は、井田病院行政財産貸付等にかかる審査会（以下、「審査会という。」）において行います。  
選定方法は、提案書の貸付料率が1番高い者を設置事業者候補とし、本募集要領の必要条件を満たしているか否かの最終的な資格審査をした上で設置事業者を決定します。  
資格審査の結果、当該設置事業者候補に資格が無いと認めるときは、順次、貸付料率が高いものについて同様の審査を行い設置事業者候補が複数となった場合には、審査会委員によるくじ引きで設置事業者候補を決定します。  
選定結果は、平成29年6月5日（月）までに、選定参加申込書を提出した者全員に電子メール等で通知します。
  - (2) その他  
自動販売機に係る毎月の売上の総合計額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に、借受人が選定申込書兼提案書により提示した貸付料率を乗じた額を、貸付料月額（以下、「貸付料」という。）とします。  
ただし、自動販売機1台につき前記により算定した貸付料が次の基準額を下回る場合は、基準額11,880円（月額）をもって貸付料とします。  
※毎月の売上の総合計額を報告するにあたっては、自動販売機から出力された売上に関するデータを

添付してください。

10 契約の手続等

- (1) 契約書等作成の要否 要
- (2) 契約保証金 なし
- (3) 契約の締結 本件契約を締結しない場合、選定は無効となります。
- (4) 貸付料の支払い 募集要項に記載してあります。

11 その他

- (1) 事情により予告なく選定内容を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 詳細は募集要項によります。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒211-0035  
 川崎市中原区井田2-27-1  
 井田病院事務局庶務課  
 電 話 044-766-2188  
 F A X 044-788-0231  
 電子メールアドレス  
 83idasyo@city.kawasaki.jp

- (4) 選定に関する詳細情報掲載URL  
<http://www.city.kawasaki.jp/83byoin/ida/index.html>

川崎市病院局公告第17号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 5月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当 (以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857 (直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程 (以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得 (以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書 (様式は病院局入札情報のページで取得できます。) により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室 (川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格

の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会

わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する川崎市総合医療情報システム画像サーバの調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「コンピュータ」
競争参加の申込	平成29年5月25日から平成29年6月1日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年6月8日 午前10時00分	

川崎市病院局公告第18号

平成29年5月16日川崎市病院局公告第16号を次のとおり訂正します。

平成29年5月26日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

誤

5 募集要項等の配布

(2) 配布期間 平成29年5月16日(火)から平成29年5月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、受付時間は、9:00~12:00、13:00~17:00とします。

正

5 募集要項等の配布

(2) 配布期間 平成29年5月16日(火)から平成29年5月29日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、受付時間は、9:00~12:00、13:00~17:00とします。

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第8号

サイレンの吹鳴について

消防法(昭和23年法律第186号)第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年5月19日

川崎市消防長 田中経康

訓練1	日時	平成29年5月28日(日) 10時25分~10時35分
	場所	川崎区南渡田1丁目1番 JFE東日本製鉄所 THINK テクノハブイノベーション川崎
	消防隊数	消防隊3隊 計3隊

川崎市市民オンブズマン告示

川崎市市民オンブズマン告示第1号

川崎市市民オンブズマン条例第22条の規定により、川崎市市民オンブズマンの運営状況を公表します。

平成29年5月25日

川崎市市民オンブズマン

南 敏 文

蒲 谷 亮 一

(内容省略)

## 川崎市人権オンブズパーソン告示

### 川崎市人権オンブズパーソン告示第1号

川崎市人権オンブズパーソン条例第26条の規定により、川崎市人権オンブズパーソンの運営状況を公表します。

平成29年5月25日

川崎市人権オンブズパーソン

小島 衛

小塚 淳子

(内容省略)

## 教育委員会規則

### 川崎市教育委員会規則第11号

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月23日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則

川崎市市民館使用規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表1 ホールその他の項中

液晶プロジェクター	1,650	1	1台	幸・中原・多摩・麻生に適用
-----------	-------	---	----	---------------

を

液晶プロジェクター	1,650	1	1台	幸・中原・高津・多摩・麻生に適用
-----------	-------	---	----	------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

## 教育委員会告示

### 川崎市教育委員会告示第17号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成29年5月16日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

1 日 時 平成29年5月23日（火）14：00から

2 場 所 教育文化会館 第6会議室

3 議 事

議案第10号 平成30年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

議案第11号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第12号 深瀬家長屋門の市指定に係る諮問について

議案第13号 川崎市社会教育委員会議事専門部会委員の委嘱等について

議案第14号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱等について

議案第15号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

4 その他報告等

### 川崎市教育委員会告示第18号

川崎市教育委員会定例会の議事事項を次のとおり追加します。

平成29年5月19日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

1. 日 時 平成29年5月23日（火）14：00から

2. 場 所 教育文化会館 第6会議室

3. 追加する議事事項

議案第16号 人事について

## 教育委員会公告

### 川崎市教育委員会公告第2号

平成30年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱を次のとおり制定します。

平成29年5月31日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊 直美

平成30年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱

1 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120名

2 志願資格

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志

願者」という。)は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者であつて、かつ、本人及びその保護者(親権者又は未成年後見人をいう。)がともに通学区域(川崎市全域)内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者とする。

ただし、川崎市教育長(以下「教育長」という。)が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であつて、その承認を受けた者は、市内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を平成30年3月31日までに卒業見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(日本人学校)の当該課程を平成30年3月31日までに修了する見込みの者
- (3) 外国に所在する学校(現地校)において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成17年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した者

3 志願手続

(1) 志願の範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

(2) 志願方法

志願者は、入学願書その他必要な書類等を附属中学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

(3) 入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する金融機関において事前に納入し、その収入済証明書を入願書に貼付する。なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

(4) 受付期間

受付期間は、平成30年1月10日(水)から同月12日(金)まで(当該期間内の到着又は消印があるものを受け付ける。)とする。

4 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行う。
- (2) 障害等のある志願者のうち教育長が定める受検方法を希望する者は、教育長の承認を受けるため事前に必要な手続を行う。

5 検査期日

検査の期日は、平成30年2月3日(土)とする。

6 合否決定及び合格発表期日

(1) 合否決定

附属中学校の校長は、4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行

い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受検者については、適性検査や参考のできる資料を活用し、適切に選考するものとする。

(2) 合格発表期日

合格発表の期日は、平成30年2月10日(土)とする。

7 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 附属中学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 附属中学校の校長は、(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。
- (3) 入学者に欠員が生じたときには、附属中学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

監 査 公 表

29川監公第5号

平成29年5月30日

定期(工事)監査の結果の報告に基づく  
措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年10月11日付け28川監公第10号で公表した定期(工事)監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔  
 同 植 村 京 子  
 同 坂 本 茂  
 同 織 田 勝 久

29川総行革第83号  
平成29年4月28日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様  
同 植村 京子 様  
同 坂本 茂 様  
同 織田 勝久 様

川崎市長 福 田 紀 彦

監査の結果の報告に基づく措置について  
(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年10月11日付け28川監報第7号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成28年度第1回定期(工事)監査の結果に対する  
措置状況

1 車椅子使用者に配慮した設計を行うべきもの

[指摘の要旨]

鹿島田2丁目公園の新設と公園に接する市道鹿島田36号線の整備を併せて行う工事において、公園の出入口は、川崎市都市公園条例に定める高齢者、障害者等の移動等円滑化基準に適合する出入口として設計されていたが、出入口に面する道路側溝は、段差が5センチメートルのL型側溝を用いる設計となっていた。

同条例第2条の6によれば、公園の出入口や通路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けず、通路に縁石を設ける場合でもその段差は2センチメートル以下とすべきとされていることから、出入口に面する道路側溝も、段差が2センチメートル以下のL型側溝を用いる設計とすべきであった。

公園の整備に当たっては、関係法令等を十分に理解し、公園に接する道路についても高齢者、障害者等に配慮した設計を行われたい。また、車椅子使用者の公園利用に支障を来す現在の状態については、速やかに改善されたい。

[措置内容]

指摘事項については、バリアフリー等の関係基準との適合性を確認するチェックシートを本庁部局にて作成し、公園の整備に当たりこのチェックシートを用いて設計するよう関係職員に周知徹底しました。また、公園出入口の段差については、2センチメートル以下にする補修を行いました。

今後は、公園に接する道路についても高齢者、障害者等に配慮した設計を行うよう努めます。

(工事番号15)(幸区役所道路公園センター整備課)

2 既設の視覚障害者誘導用ブロックの復旧について十分な確認を行うべきもの

[指摘の要旨]

路面のたるみやひび割れが生じた市道尻手黒川線の

歩道の舗装の打換えを行う工事において、舗装の打換え範囲内のバス停留所乗降口に敷設されていた視覚障害者誘導用ブロック(以下「誘導用ブロック」という。)についてみたところ、当初、宮前区内の誘導用ブロックの敷設等を一括して行う別の工事で復旧するよう調整していたが、その後の十分な確認が行われず、復旧されていなかった。

誘導用ブロックが復旧されないことにより、視覚障害者の混乱を招き、安全な移動に支障を来すおそれがあることから、確実に復旧されるよう、特に留意して設計、監督に当たられたい。

[措置内容]

指摘事項については、工事で誘導用ブロックを撤去する場合には、当該工事で必ず復旧するよう設計に反映するとともに、現地の復旧状況を確認するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、誘導用ブロックの復旧について適切な設計、監督に努めます。

(工事番号38)(宮前区役所道路公園センター整備課)

3 その他改善を要するもの

ア 塗装工事の施工管理を適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

塗膜厚の測定や記録の作成について、仕様書に基づく確認、指示が適切に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、仕様書等に基づく施工管理について再確認し、適切に監督するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、塗装工事の塗膜厚の管理について適切な監督に努めます。

(工事番号13、22、51)(幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

イ 設計変更の積算について審査を十分に行うべきもの

[指摘の要旨]

交通誘導警備員の積算の審査において人数の照合のみ行っていたため、交通誘導警備員の種別ごとの人数を取り違えた積算により設計変更していた事例

[措置内容]

指摘事項については、審査にあたり数量のほか種別等についても照合するとともに、変更した現場条件との整合性についても十分に留意して確認するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更の照合内容や現場との整合性等に留意して適切な審査を行うよう努めます。

(工事番号22)(中原区役所道路公園センター整備課)

ウ 設計変更の積算において見積内容の精査を適切に

行うべきもの

[指摘の要旨]

樹木の撤去工事の設計変更において、変更内容の把握や変更に用いた見積りの精査が十分に行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、作業状況の確認を十分に行うとともに、当初設計時の見積りと施工後に徴取した見積りの内容を比較するなど当初設計と現場の相違点を把握したうえで設計変更を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更における作業状況の確認や見積り内容の精査を十分に行い適切な積算に努めます。

(工事番号25)(高津区役所道路公園センター整備課)

エ 変更後の施工条件を踏まえて適切な積算を行うべきもの

[指摘の要旨]

トンネル補修工事の断面修復工の設計変更において、変更内容に応じた高所作業車の使用日数や作業効率を考慮して施工費を積算すべきところ、当初設計時の施工費に変更前後の施工面積の比率を乗じて積算していた事例

[措置内容]

指摘事項については、関係基準を十分に理解し施工条件に留意して積算を行うとともに、設計変更においては、様々な施工条件の変更内容が積算内容に反映されているかについて確認するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更において施工条件に十分留意して積算を行うよう努めます。

(工事番号30)(高津区役所道路公園センター整備課)

オ 視覚障害者に配慮した設計を行うよう適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

公園のバリアフリー対応整備設計業務委託において、視覚障害者への注意喚起が必要な場所の検討について確認、指示が適切に行われず、出入口に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されない設計となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、バリアフリー等の関係基準との適合性を確認するチェックシートを本庁部局にて作成し、公園の設計に当たってはこのチェックシートの内容に留意して監督するよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、視覚障害者に対する注意喚起の必要性を十分に検討した設計が行われるよう適切な監督に努めます。

(工事番号59)(多摩区役所道路公園センター整備課)

### 農業委員会告示

#### 川農委告示第6号

第36回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成29年5月31日

川崎市農業委員会

会長 長瀬 和徳

#### 1 日時

平成29年6月9日(金) 午後2時00分

#### 2 場所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

#### 3 議題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 相続税の納税猶予特例農地利用状況確認(免除)について
- (5) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- (6) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- (7) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (8) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (9) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (10) 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (11) 農地造成に係る承認願について
- (12) その他

### 川崎区告示

#### 川崎市川崎区告示第3号

次の自動車臨時運行許可番号標は、紛失により無効としたので告示します。

平成29年5月23日

川崎市川崎区長 土方 慎也

自動車臨時運行許可番号標	無効年月日
川崎 2-17	平成29年5月2日

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第55号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年5月30日(第9期)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年5月30日(第10期)	計9件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第56号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第5期	平成29年5月30日(第5期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第6期	平成29年5月30日(第6期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第7期	平成29年5月30日(第7期分)	計4件
平成28年度	国民健康保険料	第8期	平成29年5月30日(第8期分)	計6件
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年5月30日(第9期分)	計9件
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年5月30日(第10期分)	計23件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第57号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第1期	平成29年5月30日(第1期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第2期	平成29年5月30日(第2期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第7期	平成29年5月30日(第7期分)	計4件
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年5月30日(第9期分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年5月30日(第10期分)	計9件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第58号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月19日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第1期	平成29年5月30日(第1期分)	計25件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第59号**

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）及び差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192

号) 第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月22日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第25号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号) 第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月19日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include data for years 28 and 29, categories like 介護保険料, and periods 5 through 12.

(別紙省略)

川崎市幸区公告第26号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) 第78条で準用

する地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 5月19日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Row for year 28, category 国民健康保険料, period 10, date 平成29年6月1日(第10期分), count 計9件.

(別紙省略)

川崎市幸区公告第27号

平成29年 5月19日川崎市幸区公告第25号を次の通り訂正します。

平成29年 5月23日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

誤

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows include data for years 28 and 29, category 介護保険料, and periods 5 through 12.

公示送達内訳書

Table with 6 columns: 書類区分, 年度, 科目, 期別, 滞納処分に着手し得る日, 管区. Row for 督促状, year 28, category 介護保険料, period 5, date 平成29年6月1日, district 幸.

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	6期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	7期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	8期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	9期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	10期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	11期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	12期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成29年度	介護保険料	1期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

正

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	介護保険料	第5期	<u>平成29年5月30日</u> (第5期分)	計1件
平成28年度	介護保険料	第6期	<u>平成29年5月30日</u> (第6期分)	計1件
平成28年度	介護保険料	第7期	<u>平成29年5月30日</u> (第7期分)	計2件
平成28年度	介護保険料	第8期	<u>平成29年5月30日</u> (第8期分)	計3件
平成28年度	介護保険料	第9期	<u>平成29年5月30日</u> (第9期分)	計3件
平成28年度	介護保険料	第10期	<u>平成29年5月30日</u> (第10期分)	計3件
平成28年度	介護保険料	第11期	<u>平成29年5月30日</u> (第11期分)	計3件
平成28年度	介護保険料	第12期	<u>平成29年5月30日</u> (第12期分)	計4件
平成29年度	介護保険料	第1期	<u>平成29年5月30日</u> (第1期分)	計20件

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	5期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	6期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	7期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 督促状 <input type="checkbox"/>	平成28年度	介護保険料	8期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input type="checkbox"/> 督促状	平成28年度	介護保険料	9期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input checked="" type="checkbox"/> 督促状	平成28年度	介護保険料	10期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input checked="" type="checkbox"/> 督促状	平成28年度	介護保険料	11期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input checked="" type="checkbox"/> 督促状	平成28年度	介護保険料	12期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input checked="" type="checkbox"/> 督促状	平成29年度	介護保険料	1期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

川崎市幸区公告第28号

平成29年5月19日川崎市幸区公告第26号を次の通り訂正します。

平成29年5月23日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

誤

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第10期	<u>平成29年6月1日</u> (第10期分)	計9件

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input checked="" type="checkbox"/> 督促状	平成28年度	国民健康保険料	10期	<u>平成29年6月1日</u>	幸

正

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第10期	<u>平成29年5月30日</u> (第10期分)	計9件

公示送達内訳書

書類区分	年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	管区
<input checked="" type="checkbox"/> 督促状	平成28年度	国民健康保険料	10期	<u>平成29年5月30日</u>	幸

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第23号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	国民健康保険料	過年4月分	平成29年5月30日 (過年4月分)	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第9期分	平成29年5月30日 (第9期分)	計2件
平成28年度	国民健康保険料	第10期分	平成29年5月30日 (第10期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第24号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29 年度	介護 保険料	第1期 分	平成29年5月30日 (第1期分)	計25件

(別紙省略)

## 宮 前 区 公 告

### 川崎市宮前区公告第26号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞 納処分に着手し得 る日	件数 ・ 備考
平成28 年度	介護 保険料	過年度随時随時 (平成28年8月)	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	介護 保険料	第6期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	介護 保険料	第7期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	介護 保険料	第8期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	介護 保険料	第9期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	介護 保険料	第10期	平成29年5月30日	計2件
平成28 年度	介護 保険料	第11期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	介護 保険料	第12期	平成29年5月30日	計10件

(別紙省略)

### 川崎市宮前区公告第27号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年5月30日	計11件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年5月30日	計19件

(別紙省略)

## 多 摩 区 公 告

### 川崎市多摩区公告第29号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月17日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手しうる日	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年5月30日	計1件

別紙省略

### 川崎市多摩区公告第30号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月18日

川崎市多摩区長 石本 孝弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第1期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第2期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第3期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第4期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第5期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第6期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年5月30日	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年5月30日	計1件

別紙省略

**川崎市多摩区公告第31号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成28 年度	介護 保険料	第12期	平成29年5月31日	計1件
平成29 年度	介護 保険料	第1期	平成29年5月31日	計8件

別紙省略

**麻 生 区 公 告**

**川崎市麻生区公告第29号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す

ることができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期	平成29年5月30日 (第7期分)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期	平成29年5月30日 (第8期分)	計3件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年5月30日 (第9期分)	計3件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年5月30日 (第10期分)	計10件

別紙省略

**川崎市麻生区公告第30号**

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年5月19日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

**川 崎 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第3号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市川崎区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

平成29年5月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会  
委員長 鈴 木 賢 司

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
平成28年6月21日	日本共産党川崎南部地区委員会 選挙対策本部長 中野 智裕 川崎市川崎区大島1-11-6	政治活動(選挙運動を含む)	観音1丁目 100件 観音2丁目 100件 小田2～7丁目 500件 大島上町 500件 渡田東町 500件 渡田1～4丁目 500件 小田栄1丁目 50件 旭町2丁目 50件 中島1～3丁目 200件
平成28年7月27日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 霍田 知久 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 山田 博文 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク8F	政治・選挙に関する世論調査	第9投票区 45件
平成28年8月10日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩 東京都荒川区西日暮里2-40-10	政治・選挙に関する世論調査	昭和2丁目 52件 日ノ出1丁目 20件 日ノ出2丁目 20件 塩浜1丁目 25件 塩浜4丁目 3件
平成28年9月14日	一般社団法人 共同通信社 代表者 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第6投票所 15件 第14投票所 15件 第23投票所 15件 第24投票所 15件
平成29年3月13日 ～ 平成29年3月17日	田中 和徳	政治活動	川崎区全域 20,000件

**川崎市川崎区選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市川崎区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

平成29年5月19日

川崎市川崎区選挙管理委員会  
委員長 鈴木 賢 司

**幸区選挙管理委員会告示**

**川崎市幸区選挙管理委員会告示第3号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市幸区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

平成29年5月19日

川崎市幸区選挙管理委員会  
委員長 堤 悦 生

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
平成28年8月2日から 平成28年8月5日	田中 和徳	政治活動	幸区全域 15,000件
平成28年8月16日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1-19-5	政治・選挙に関する世論調査	第3投票区 19件
平成28年9月30日	一般社団法人 共同通信社 社長 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第5、第10、第14、 第19投票区 各15件
平成28年10月18日から 平成28年10月21日	田中 和徳	政治活動	幸区全域 15,000件
平成29年3月28日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 鳥山 忠志 東京都千代田区大手町1-7-1  読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 山田博文 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク8F	政治・選挙に関する世論調査	第15投票区 30件

**川崎市幸区選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市幸区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

平成29年5月19日

川崎市幸区選挙管理委員会  
委員長 堤 悦 生

**中原区選挙管理委員会告示****川崎市中原区選挙管理委員会告示第3号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市中原区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

平成29年5月18日

川崎市中原区選挙管理委員会  
委員長 小 埴 三 男

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
平成28年 4月 5日 4月12日	市古 映美	政治活動	上平間 93件 田尻町 71件
平成28年 4月11日 4月13日 4月14日 4月25日 4月26日 4月27日 4月28日 5月 9日 5月10日 5月11日 5月12日 5月13日 5月16日 5月17日 5月18日 5月19日 5月20日	日本共産党川崎中部地区委員会 代表 佐川 潤 川崎市幸区下平間263番地	政治活動	上丸子山王町 2,494件 下沼部 1,519件
平成28年 4月18日 4月19日 4月20日 4月21日 4月22日	田中 和徳	政治活動	中原区全域 12,493件
平成28年 6月21日	市古 映美	政治活動	中原区内の20歳未満の有権者 1,235件
平成28年 6月16日 6月17日 6月21日	日本共産党川崎中部地区委員会 代表 佐川 潤 川崎市幸区下平間263番地	政治活動	中原区内全域 5,406件
平成28年 8月 4日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 窪田 知久 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 山田 博文 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク 8F	政治・選挙に関する 世論調査	第19投票区 45人
平成28年 8月 5日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩 東京都荒川区西日暮里2-40-10	政治・選挙に関する 世論調査	今井仲町 25件 今井南町 34件 木月大町 18件 木月祇園町 15件 小杉町3丁目 28件
平成28年 9月12日	株式会社毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌文 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	政治・選挙に関する 世論調査	第7投票区 11件
平成28年 9月12日	一般社団法人 共同通信社 社長 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する 世論調査	第2投票区 15件 第13投票区 15件 第17投票区 15件 第24投票区 15件

平成28年11月10日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2  朝日新聞横浜総局 総局長 藤原 泰子 横浜市中区日本大通15	政治・選挙に関する 世論調査	第2投票区 11件
-------------	---	-------------------	-----------

**川崎市中原区選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市中原区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

平成29年5月18日

川崎市中原区選挙管理委員会  
委員長 小 埜 三 男

**高津区選挙管理委員会告示**

**川崎市高津区選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市高津区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

平成29年5月17日

川崎市高津区選挙管理委員会  
委員長 吉 富 浩 三

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
平成28年6月21日	名称 石田 和子	政治活動	高津区全域平成生まれの世代から600人
平成28年9月21日	名称 一般社団法人 共同通信社 代表 社長 福山 正喜 住所 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する 世論調査	第3投票区 第8投票区 第18投票区 から各15人
平成28年11月16日	名称 朝日新聞東京本社 代表 世論調査部長 前田 直人 住所 東京都中央区築地5-3-2  名称 朝日新聞横浜総局 代表 総局長 藤原 泰子 住所 横浜市中区日本大通15	政治・選挙に関する 世論調査	第10投票区 から10人
平成29年3月27日	名称 読売新聞東京本社 編集局世論調査部 代表 世論調査部長 鳥山 忠志 住所 東京都千代田区大手町1-7-1 名称 読売新聞東京本社 川崎市局 代表 支局長 山田 博文 住所 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク8F	政治・選挙に関する 世論調査	第20投票区 から30人

**川崎市高津区選挙管理委員会告示第5号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市高津区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

平成29年5月17日

川崎市高津区選挙管理委員会  
委員長 吉 富 浩 三

**宮前区選挙管理委員会告示****川崎市宮前区選挙管理委員会告示第3号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市宮前区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

平成29年5月19日

川崎市宮前区選挙管理委員会  
委員長 安 藤 秀 男

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
平成28年6月21日	川崎市議会議員 石川 建二	政治活動	第1投票区～第22投票区 計600人
平成28年8月1日	読売新聞 東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 窪田 知久 東京都千代田区大手町1-7-1  読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 山田 博文 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク8F	政治・選挙に関する世論調査	第19投票区 45人
平成28年9月20日	一般社団法人 共同通信社 社長 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1 政治・選挙に関する世論調査	政治・選挙に関する世論調査	第2投票区 15人 第9投票区 15人 第15投票区 15人
平成28年11月21日	朝日新聞 東京本社 世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2  朝日新聞 横浜総局 総局長 藤原 泰子 横浜市中区日本大通15	政治・選挙に関する世論調査	第12投票区 11人

**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市宮前区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

平成29年5月19日

川崎市宮前区選挙管理委員会  
委員長 安 藤 秀 男

**多摩区選挙管理委員会告示****川崎市多摩区選挙管理委員会告示第3号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市多摩区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

平成29年5月18日

川崎市多摩区選挙管理委員会  
委員長 成 田 正 直

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
平成28年 6月20日	日本共産党川崎北部地区委員会 代表 岡田 政彦 西生田1丁目13番1号	選挙はがき発送のため	多摩区全域より578名
平成28年 8月25日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号  公益財団法人 明るい選挙推進協会 会長 佐々木 毅 東京都千代田区一番町13-3	政治・選挙に関する世論調査	寺尾台1丁目より 男女19名
平成28年 9月12日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 東京都中央区銀座6-16-12	政治・選挙に関する世論調査	長尾2丁目、長尾3丁目、 長尾4丁目より 平成9年12月末日までに 生まれた男女120名
平成28年 9月12日	株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山昌宏 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	政治・選挙に関する世論調査	第14投票区から11名
平成28年 9月13日	一般社団法人 共同通信社 社長 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第3、第13、第21投票区 より各15件、合計45件
平成28年11月24日	朝日新聞社東京本社 世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2  朝日新聞横浜総局 総局長 藤原 泰子 横浜市中区日本大通15	政治・選挙に関する世論調査	第7投票区から11名 第3投票区から11名
平成29年 2月17日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 東京都中央区銀座6-16-12	政治・選挙に関する世論調査	長尾4丁目、6丁目、 7丁目、宿河原5丁目、 6丁目 平成10年12月末日まで 生まれの男女126名

**川崎市多摩区選挙管理委員会告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市多摩区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

平成29年 5月18日

川崎市多摩区選挙管理委員会  
委員長 成 田 正 直

**麻生区選挙管理委員会告示****川崎市麻生区選挙管理委員会告示第4号**

川崎市麻生区選挙管理委員会委員に欠員が生じたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、平成29年3月1日付けをもって川崎市麻生区選挙管理委員会委員に補欠した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

平成29年 3月 1日

川崎市麻生区選挙管理委員会  
委員長 佐藤 政利

- 1 住 所 川崎市麻生区王禅寺東2丁目24番5号  
2 氏 名 高 橋 洋 子

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市麻生区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

平成29年 5月 15日

川崎市麻生区選挙管理委員会  
委員長 佐藤 政利

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
平成28年 6月21日	かつまたみつえ後援会 佐藤 収弘 川崎市麻生区百合丘2-9-7	政治活動	第1～7投票区 第13投票区 18歳、19歳の選挙人892人
平成28年 8月 9日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 戸祭 浩 東京都荒川区西日暮里2-40-10	政治・選挙に関する世論調査	王禅寺東2、3丁目 金程1丁目 万福寺1、3、5、6丁目 20歳以上69歳以下の 男女 合計240件
平成28年 9月12日	一般社団法人共同通信社 社長 福山 正喜 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第3、第8、第15投票区 各15件 合計45件
成28年11月21日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2  朝日新聞横浜総局 総局長 藤原 泰子 横浜市中区日本大通15	政治・選挙に関する世論調査	第2投票区 11人 第3投票区 11人
平成29年 3月30日	読売新聞東京本社編集局 世論調査部世論調査部長 鳥山 忠志 東京都千代田区大手町1-7-1  読売新聞東京本社 川崎支局支局長 山田 博文 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク8F	政治・選挙に関する世論調査	第4投票区 30人

**川崎市麻生区選挙管理委員会告示第6号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により平成28年度における川崎市麻生区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

平成29年 5月15日

川崎市麻生区選挙管理委員会  
委員長 佐藤 政利